

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第61号 光市民ホール条例の一部を改正する条例
- 議案第62号 光市文化センター条例の一部を改正する条例
- 議案第63号 光ふるさと郷土館条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 光市教育集会所設置条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 光市野外活動センター条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 光市総合体育館条例の一部を改正する条例
- 議案第82号 伊藤公資料館条例の一部を改正する条例

説 明：原田文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。議案第61号から66号及び議案第82号についての質疑を行います。今、教育委員会所管分で説明を受けましたが、こういったものは、いわゆるスポーツ・文化、そういったものの使用料ということで、市民が日々使うようなところなんです。この使用料の値上げについてもう一度、使用料についての精査をしたのか。その適正価格であったか。もともとの本体価格がそうだったのか。そういった努力してじっくりはじいたのかというところが私は知りたいんですけど、そのあたりをお願いします。

○原田文化・社会教育課長

このたびの改正は、消費税率のアップに対応した改正でございます。そういう中で、これまでの光市において、使用料等が改定されてきた経緯等も含めまして、現在の使用料については、これまでの経緯の中で適正であると判断しておる中での改正でございます。このたび、使用料の本体自体の内容について、今回、議案を提出する中での検討等についてはいたしておりません。

以上でございます。

○田邊委員

本会議でも、ちょっと消費税のことで、全体が170万円という影響額なんですけど、教育所管分では、実績でどれぐらいになるんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

令和元年度の10月1日からの施行を予定しておりますので、本年度の後半6カ月分について御説明させていただきます。

まず、市民ホールでございます。約9万2,000円、文化センター4,000円、ふるさと郷土館5,000円、伊藤公資料館1万4,000円、周防の森ロッジ2,000円。なお、教育集会所につきましては、集会所事業に使用する場合は、条例に基づき無料となっておりますの

で、近年、集会所事業以外での利用がございませんので、影響額はないと判断しております。

以上でございます。

○村崎体育課長

おはようございます。

体育課所管分としまして、総合体育館使用料では、約26万4,000円余りになっております。以上です。

○田邊委員

今言う6カ月でののはじいた額ということで、結構こういうような額なんですけど、消費税が上がるから、単純にそれを乗せるという考えであってはならないんじゃないかと私は思うんです。いわゆる、公共の施設を市民サービスとして市民の皆さんが利用する場合、こういったスポーツ・文化とかいうのは、やはり、そういったところで、もう少し努力が必要ではないかと思って、どうもこの消費税を上げるという、10%ということについて、そのまま精査なしにこういった議案を出してくるというところが、ちょっとまだ腑に落ちないところがあるんですが、そういったところ、もう一度どうでしょうか。

○森重副市長

これは今、田邊委員からの御指摘について、いわゆる市の使用料の考え方がありますが、原則はやはり受益者負担が原則だと思っています。その中で、どこまでを公費で見ていくのか、どこまでを利用される方に御負担をいただくかという考え方は、いろんな考え方があろうかと思っています。

現状の使用料については、御案内のとおり、使用料を改定するたびに、議会に条例案としてお示しをさせていただいて、御議決をいただいているわけですから、この使用料について、的確かどうかという御判断は、まさにもう既に、議会の中で、御議論の上で、我々は今、市民の皆様からというか、利用される方々から使用料を頂戴をしております。

このたびの条例改正案は、本会議でも御説明を申し上げているとおり、消費税法が改正をされたから、それに伴う消費税率の転嫁をさせていただくという考え方で、当然、その公共施設を維持管理していくためには、今回の教育所管が、本日御提案させていただいている文化センター、市民ホール、ふるさと郷土館については指定管理者制度のもとで、民間事業者が行っている。また、総合体育館等についても、やはり指定管理者制度に基づいて委託をしておるわけです。

そこでは当然、指定管理料の中には消費税が含まれているわけでありますから、それをここで消費税の改定を使用料のほうに転嫁しなければ、他の税金をもって委託料等を支出をするということになってまいりますことから、このたびは御提案をさせていただくということでございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

○田邊委員

大体のところはわかるんですけど、私の考えでは、やはり、もう少し考えてもらいたいと思います。

以上です。

○仲山委員

教育委員会のほうの所管の施設使用料等についてはこれで全てなんですか。気になるのが、ここ総合体育館は出てますけれども、大和のほうの体育館というのは、あれはどうなんですかね。あそこは使用料とかないんですか。

○村崎体育課長

大和総合運動公園につきましては、都市政策課の都市公園条例になりますので、今回、うちのほうでは承知しておりません。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。

○西村委員

もうちょっと理解を深めるために、そもそものところをちょっと説明をしてほしいんですが、ほかの条例には、細かく条例の改正の概要が書いてあるんですが、どこでも結構なんですけども、改正の端数処理の都合上、使用料の変更をしませんでしたという説明がありました。そのあたりは、まず、どこの部分でもいいですから、例をとって、もともと幾らでしたと。ところが今回、幾らの税率が変わるので、端数処理はこういう考え方なので、金額は変わりませんでしたと。ところが、もう1つのところは、消費税率が変わることで幾らの値上げに、新旧の対照表がありますから、なりますという説明をどこか具体的に、1つ取り上げて説明をしてほしいんです。

というのは、今、通して議案見ましたけども、下線の引いてあるところは改正しましたよと。ところが、伊藤公資料館なんか見ても、下線は引いてないのに改正はしてあるんですよ。だから、説明資料に一貫性がないので、これはちょっと理解に苦しむなど。ですから、改正をしたのは、もともともうこういう金額を幾ら上げたので、こういう金額になりますというのを一例で、改正しないものは端数処理は10円未満を切り捨てたのでとか何とか、一般質問でもありましたので、その部分を説明してくれないと、これはちょっと理解ができません。お願いします。

○原田文化・社会教育課長

先ほどの、まず表のほうなんですけど、表は、それ自体が全部改正の場合は下線が引いてありません。表の中で項目があって、その一部が改正されている場合については、線の引いてあるところだけが改正でありますので、そういう形で御理解いただけたらと思います。

具体的なものでございますが、議案書の64ページを見ていただけますか。この場合、ふるさと郷土館の入館料なのですが、個人の場合で申し上げますと、旧の250円というのは10円未満は全て切り捨てて積算しておりますので、本当の1円までの数字で申し上げましたら、258円でございます。この258円に110を乗じて、108で除したものが262.8円になりますので、これも10円未満を切り捨てて260円という形の計算になっております。

その下の変更のない200円で申し上げますと、変更前の旧の200円は、10円未満まで申し上げますと206円でございます。同じく、この206円に110をかけて108で割ったものが209.8円になりまして、切り捨てますので、200円という形になりますので、改正がないという形でございます。

以上でございます。

○西村委員

大変よくわかりました。そのように、もともとの数字が隠されていると。それに110%の、2%の値上げになるので、計算をして端数を、10円未満をとったということがわかりました。

先ほど、下線の部分についての説明がありましたけども、それつくった人はそれでわかっているのだと思いますけども、この書類をもらった私たちは、じゃあ何でこれはこういう下線があるのかと。下線がないものは変更になつとるやないかと。その部分はやはり、細かい説明が私は必要だと思います。

それともう1つ、関係法令の抜粋、64ページですね。見ていただいたらわかりますが、その下に、消費税率は100分の7.8とすると。さらに下に、72条の83、地方消費税の税率は78分の22、実質2.2%相当とすると。この部分についても御説明をお願いできますか。

○原田文化・社会教育課長

それでは、例えば100円の品物で説明させていただけたらと思います。

消費税額は100円×100分の7.8ですので、7.8円となります。地方消費税額につきましては、そこにお示しのとおり、消費税額を課税標準額とするとされておりますので、7.8円に78分の22をかけますと2.2円となります。合わせて10円という形でございますので、10%という形でございます。

○西村委員

何かわかったようなわからんような説明で、どなたかわかったら、もうちょっと詳しく言ってほしいんですが、ちょっと今の説明じゃ、私は何のことかわからないんですけども、そもそもここに、消費税率が100分の7.8というふうに記載されているのは、どうして記載されているのですか。僕は消費税というのは8%だと思ってたんですけど。

○森重副市長

これは非常に今、西村委員さんからは大変難しい質問であります。

いわゆる、消費税法の考え方をひもとなかなければならないわけではありますが、実は、現行は8%であります。8%の中身は消費税率が6.3%で、地方消費税率が1.7%、合わせて8%という税率になっているわけですが、それを今度、8%から10%に改定を国のほうがされるわけですが、その内訳が、先ほど、課長が申し上げた割合になっているということで御理解を賜りたいと存じます。

○西村委員

そのように説明をしていただいたら、よくわかるわけですが、いきなりこれが、消費税率は100分の7.8だというふうに出てくると、何じゃそれと。やっぱり思うのは普通ではないかなと思います。大変よく理解できました。ありがとうございました。

○仲山委員

今、説明の中でちょっと確認ですけれども、今、ひかりふるさと郷土館の入館料の説明のところで、200円のところが、本来であれば、本体価格に対して消費税がかかって206円であったと。その6円が、10円未満なので切り捨てられて200円となっていたということですね。今なっていると。それに対して、新しいほうは、これは200円に新しい税率をかけるのではなくて、元の本体価格にかける話ですよ。

○原田文化・社会教育課長

そうですね。もともと200円の1円の桁までの数字で申し上げますと206円なんです。206円から2%上がりますので、206円を110かけて108で割って、2%分上げたものが209.8円になりますので200円になるという形です。

○仲山委員

同じことだと思います。わかりました。先ほどの説明だと、200円にかけるような話のように聞こえなくもなかったもので、一応確認をしました。

討 論

○田邊委員

議案第61号光市民ホール条例の一部を改正する条例、議案第62号光市文化センター条例の一部を改正する条例、議案第63号光ふるさと郷土館条例の一部を改正する条例、議案第64号光市教育集会所設置条例の一部を改正する条例、議案第65号光市野外活動センター条例の一部を改正する条例、議案第66号光市総合体育館条例の一部を改正する条例及び議案第82号伊藤公資料館条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

内閣府が7日に発表した4月の景気動向指数は、景気の基準判断を2カ月連続で悪化したと発表しました。この2カ月連続で悪化となるのは2012年の11月以来、6年5カ月ぶりのことでもあります。景気の後退局面入りで、この今の消費税増税、私ども共産党としては、この消費税増税については反対の方針であり、この消費税増税による議案につ

いては反対をいたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

②議案第68号 光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

説 明：原田文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

1点だけ確認させていただけたらと思います。

新しいほうで指定都市の長が行う研修となっていますが、指定都市というのは光市な
んかも入るんですか。

○原田文化・社会教育課長

地方自治法に基づく指定都市でありますので、この近くで言えば、広島市とか北九州
市とかになります。

○仲山委員

わかりました。了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第52号 令和元年度光市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会所管分）

説 明：升教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○仲山委員

5点あります。質問させていただきます。

光市内の不登校児童生徒及び不登校傾向、あるいは行き渋り等の実態はどのような状況でしょうか。最新の調査結果とその分析、また、推測される原因や理由についても伺いできればと思います。

○河本学校教育課長

お答えいたします。

本会議にて既に教育長が答弁しておりますが、文部科学省と県教委が公表している平成29年度の調査結果では、小学校が8名、中学校が47名の計55名で、全国と同様に増加傾向にあります。また、昨年度の状況は、国や県の数値は現在精査中で、まだ公表されておりませんが、本市の現状は、小学校が11名、中学校が33名の計44名という状況で、引き続き、大きな課題として受けとめているところです。なお、保健室や相談室等での支援は中学校で14名となっております。

原因や理由に関して御説明いたします。

子どもを取り巻く環境等によっては、どの子どもにも起こり得るもので、その要因や背景は多様かつ複雑であります。要因といたしましては、学習への不安、校内外における人間関係、本人の特性や環境等による集団不適応等が挙げられております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。次にいきます。

光市において、不登校支援対策はどのように行っているか、お尋ねします。

本市の特徴、課題、また山口県内他市との不登校支援策の比較、教育支援センターの県内の設置活用状況ですね。そういったところも含めてお答えいただければと思います。

○河本学校教育課長

それでは、不登校の支援対策に関して御説明いたします。

まず、各学校におきまして、欠席1日目で電話連絡、連続欠席2日目で家庭訪問、連続欠席3日目でチームによる対応。この心をつなぐワン・ツー・スリー運動などに取り組みながら、本市独自のスクールライフ支援員による学校内外での子どもの状況に応じたきめ細やかな支援やスクールカウンセラー、診療カウンセラーによる子どもや保護者へのカウンセリングと専門的助言、教職員への指導助言と研修の充実、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーによる子どもを取り巻く環境改善などに努めております。

また、家庭と学校と専門家関係部局、関係機関との合同のケース会議を開催、これらを通して、それぞれの子どもにとって実効性のある支援策を検討し、その共有化を図りながら、学習支援や生活支援に取り組んでいるところです。

このような取り組みのもと、本市の特徴と課題ということになりますが、先ほど申し上げましたとおり、臨床心理士や社会福祉士等の専門家の支援を得ながら、未然防止、早期対応の充実と欠席状況に応じた相談、面談、支援の体制の確立による個に応じた支援、あと、出向いてアプローチをかけてつなぐ、つなげる、この支援、これが本市取り組みの大きな特徴であると考えております。

また、課題は、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程そのものが社会性や人間性の伸長につながる。あと、子どもの社会的自立につながる、このような視点からの専門家とか関係機関はもちろんなんですけれども、今以上にCSのコミュニティスクールの機能を活用した各種の取り組みの充実を図っていくこと、これが本市の課題であるというふうにとらえております。

以上です。

○仲山委員

今、質問の中でちょっとお願いをしておいたかと思うんですけども、教育支援センターの県内の設置活用状況であるとか、県内他市の不登校支援策との比較というあたりについて、お伺いできればと思います。

○河本学校教育課長

すみません。抜かしておりました。御説明いたします。

本市と、あと上関町、田布施町、平生町以外の県内全ての市町で教育支援センターは開設されております。センターごとに活用の状況に開きはありますが、2人から50人程度の子どもたちがそれぞれ活用しているというふうに伺っております。

ただ、その中で、教育支援センター自体への不適應とか、あと学校への復帰が難しくなったとか、特別支援学級に通う児童生徒などの特別な配慮が必要な子どもに対する個に応じた支援が難しい。そのようなお声も届いている状況もあります。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。次にまいります。

3点目です。ちょっとざっくりとした話ではあるんですけど、不登校のままではどうなるのかということについてお伺いしたいと思います。具体的には、卒業であるとか終了であるとかということにかかわってくるかと思うんですけど、そのあたりも含めてお答えいただければと思います。

○河本学校教育課長

不登校のその取り扱いといいますか、卒業終了に関しての説明ですが、小中学校の進級後、卒業認定につきましては、学校長の判断にゆだねられておりまして、法律上、進級や卒業に関しまして、出席日数の規定はございません。学校でも原級とめ置き制度というものはありますが、児童生徒本人の意思に反して適用されるということとはございま

せん。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。

次にまいります。4点目、不登校の対応策ですね。それが目指すところというところをお伺いしたいと思うんですけれども、個々の状況によりさまざまであるかと思えます。どう言うんでしょうか。最終的な目標、目的、みんな、その全ての子たちに言えることかなというあたりになるかと思うんですけれども、多分それは、学校への復帰であるとかいうことだけではないと思うんで、そのあたり、お伺いできればと。

○河本学校教育課長

子どもたち一人ひとりに対して、教育が果たす役割は極めて大きく、学校での対応、これはやはり、学校復帰を願っての対応が、まず基本となると考えますが、ただ、不登校は社会的自立に向け、自らの進路を主体的に形成していくための生き方にかかわる重要な課題という認識に立って、一人ひとりに応じた具体的な支援を目指すべきものであると考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。5点目、最後です。

今、協働事業提案制度のほうで、一部市内でも行われ始めていますけれども、不登校児童生徒の保護者同士の交流、情報交換、そういったものや御本人、不登校の児童生徒本人たち同士の交流、安心していられる場所というのは前提になるかと思うんですけれど、そういった交流の場といったようなものの必要性、あるいはその交流、情報交換みたいなものの必要性というのをどう考えてらっしゃるか、お伺いします。

○河本学校教育課長

今のお話ですが、本人はもとより、支える御家族の思いや悩みははかり知れないものがあると感じております。当事者、もしくは家族同士で共通の悩み、これを共有することは、お互い共感することができて、心の負担の軽減が期待されます。結果、子ども本人の安定を促すことにもつながっていくものであると考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。

○委員長

ここで、委員の皆様の皆様にはちょっとお諮りいたします。

現在、中山委員から、所管事務調査として、不登校児童生徒への支援についての質問をしておるところでございます。本件につきましては、昨年11月、市民の方から陳情があり、議会基本条例第9条に基づきまして、真摯に取り扱っておるところでございます。委員の皆様からの関連の質問なども今回、お聞きしておりますので、ここで本件について、関連質問を含め、集中的に審議をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

では、本件につきまして質問ありましたらお願いいたします。

○田邊委員

光市においては、スクールライフ支援事業で不登校対策を行っているというところなんですけど、平成16年の資料なんですけど、この当時には、子どもの居場所づくり、こういったものの調査、研究しておられるところなんですけど、スクールライフ支援事業でいくと。しかしながら、私たちが視察に行ったのは、県内視察なんですけど、子どもの居場所づくりなんです。そういったところで、ちょっと考え方を改めて、教育委員会においての子どもの居場所づくりという考え方はどう思われるかというところで、ちょっとお願いします。

○河本学校教育課長

子どもの居場所に関する御質問です。

まず、子どもの居場所としては、子ども自身が安心感を味わうことができ、それによって緊張から解放されて、自分自身をありのままに出すことができる場所、さらに、自分自身を振り返ることによって、自己のありようを見つめて、打ち込むべきことに自分を投入させることを通して、充実感が得られるところ。ですから、安心できる場所であり、自己実現に向けて、自らの成長のために行動することのできる場所、これが居場所になるであろうと考えております。

以上です。

○田邊委員

居場所づくりを確保した場合に、不登校の対策には有効かどうかというところをお願いいたします。

○河本学校教育課長

居場所づくりをこれから考えていく際に、単に場所を確保するというだけではなく、子どもの教育的ニーズ、子どもが何を欲しているのか、そこに応じてどのようなサポート体制がとれるか、これを検討していくのがとても重要になってくるだろうと思っております。

以上です。

○田邊委員

根本的に、そのあたりが論議する部分と思うんですけど、そういったように、教育所管でも、この居場所づくりについては不登校の対策には有効というところは認めておるといふところなんですけど、そういったところで、本市の30年度の事務事業評価、これは不登校未然防止の教育所管の評価なんですけど、ここで心療カウンセラーの派遣業務と不登校未然防止業務というのがあるんですけど、この心療カウンセラーの派遣業務というのの不登校の対策の一環でしょうか。

○河本学校教育課長

今お示しいただいた心療カウンセラー派遣事業に関してですが、不登校児童生徒の対応、カウンセリングに入るときもありますし、未然防止として、教職員への研修、あと各学校での勉強会等で活用されることもあります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。そういったことでやっておられる。

しかしながら、28年度、29年度、30年度、この派遣回数12回、また、予算も同じ24万円、こういったところで、これは定期的に行う業務なんですか。それとも、不登校児童はいつなるかわからない。しかし、この過去3年間においては同じような実績、また、業務評価もAであるといったところがどうなのかなというところなんですけど、このあたりの説明ができればお願いします。

○河本学校教育課長

年12回の派遣という形でここ数年、このカウンセラー事業を行っております。緊急を要する対応もありますが、先ほど申し上げましたとおり、未然防止の観点で各学校、各中学校区での研修会を開催することも多々ございますので、現段階においては、12回の派遣で、事業としては成果が上がっているものというふうにとらえております。

以上です。

○能美教育長

つけ加えさせていただきますが、スクールカウンセラー、これは基本的に県が派遣、配置をしております。本市の子どもたちの状況を踏まえて、それだけでは十分な対応ができないということで、それに加えて、単市で配置をお願いして実現しているものであります。

以上です。

○田邊委員

だから、これは県が配置しているということですか。

○能美教育長

心療カウンセラーについては市単独です。スクールカウンセラーの派遣を県が派遣をしている。それだけでは十分でないために、市単独で心療カウンセラーとして、市独自に派遣回数を増やしていただいているという状況です。

○田邊委員

回数が決まっているというのは、それはそれで不登校という突発的に起きたとか、それで十分対応できているのか、ちょっと僕は不思議なんですけど、そのあたりどうなんですかね、これ。

○河本学校教育課長

今お話あったとおり、県のこの派遣事業は、回数的には年間12回という規模ではなくて、各中学校区単位で150から200回ぐらいの回数が割り当てられております。ですから、それが100%、それで全てが賄い切れているかどうかというのは、この場でははっきり申し上げられませんけれども、ある程度カウンセリングにつながっているのではないかととらえております。

○田邊委員

わかりました。では、不登校未然防止業務、これについては、28年度が395時間、176万5,000円。29年度も395時間、173万7,000円、30年度が480時間の207万7,000円、A評価、このあたりの説明をお願いします。このあたり、時間と予算的なものがちょっとわかりにくいので。

○河本学校教育課長

今現在、手元に細かな時間の単価とか資料がないものですので、即答はちょっとしかねる状況があるんですが、ただ、今お示しのあった不登校未然防止事業に関してですが、これはスクールソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉士さんを各学校に派遣する事業になります。これも県の事業で、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ費用を負担して行っている事業となります。またちょっと、詳細につきましては資料を整理し次第、御報告はかりたいと思います。

○田邊委員

わかりました。まあね、光市はこれで不登校を未然に防ぐという形で、こういった事務事業評価を出しているんですから、これでやるということなんですけど、そのあたりのちゃんとした説明がないと、いわゆる、そうした、そもそもこういったものとかいうよりは、そこの説明があった上での対策、そして先ほど、最初に言われたように居場所づくり、この居場所づくりがどれだけ今後、不登校の対策になるかというところも、比較するとか、今後勉強する課題じゃないかと思うんですけど、これは、教育紀要の16年なんですよね。平成16年版なんですけど、この当時にもう既に、子どもの居場所づくりについてというのを考えておられるわけなんですよ。

だから、それから方向性が、光市においてはスクールライフ支援のほうに流れたということなんですけど、もう一度、新たに考えてみるべきじゃないかと。不登校対策については。そういったところを私は思うんですけど、そういったところはどうか。

○河本学校教育課長

先ほど、申しあげましたとおり、居場所づくりを考えていくときには、やはり子どもから発信している教育的ニーズ、これをしっかりつかんだ上で動いていく必要もあるかと思えます。そのあたりも踏まえまして今後、さらに検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○田邊委員

いいです。わかりました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○岸本委員

それでは質問させていただきます。

不登校についての電話相談ですね。本市にはそういう相談窓口があるのでしょうか。そこをお聞きします。

○河本学校教育課長

電話での相談窓口につきましては、光市子ども教育相談センター、ヤングテレフォン光、あと、これは県内全域になりますが、子どもと親のサポートセンター、触れ合い教育センターにて電話相談に応じております。

以上です。

○岸本委員

それは周知されておりますでしょうか。

○河本学校教育課長

年度の初め、あと長期休業前に一覧表を、学校を通じて配布しておるところです。

以上です。

○岸本委員

電話でいろいろな相談を受けられまして、電話というのはどうも納得がいかない。お互い納得がいかないという場合は、この面談ということになると思いますんですけど、そういう対応もされていらっしゃるのでしょうか。

○河本学校教育課長

主には、児童生徒が通う学校の管理職、担任、教育相談担当等が中心になって相談を受けますが、あと教育委員会、さらに、先ほど出しました子どもと親のサポートセンター、触れ合い教育センターにて、実際の相談も受け付けております。状況によっては、専門家とか関係機関の協力を得て実施をしているところでもあります。

以上です。

○岸本委員

順番でいけば、学校、それから教育委員会、そういう順番で説明されるのでしょうか。

○河本学校教育課長

説明といいますか、やはり状況に応じて、学校に説明できる状況とできない状況、これはもう、教育委員会のほうに直接話をしたほうが、関係機関に直接話をしたほうが、状況によって違いますので、そのあたりの優先順位等については、特に提示をしているわけではございません。

以上です。

○岸本委員

そういう電話とか学校、教育委員会での相談件数というのは増えてきておりますでしょうか。

○河本学校教育課長

すみません。本日、その詳細なデータを持ってきておりませんので、ここではその質問には御回答控えさせていただきます。

○原田文化・社会教育課長

ヤングテレフォンにつきましては、青少年センターが所管しておりますので、ちょっと私のほうからお答えしたいと思います。

27から29年度までの数字しかお持ちしておりませんが、27年度がヤングテレフォン21件、28年度が18件、29年度が32件という形でございます。

○岸本委員

以上で終わります。

○森重委員

ちょっと、今のヤングテレフォンの相談体制なんですけど、これ、今ちょっと件数もお聞きしました。光の場合は所管もちょっと跨ぐんですけども、子ども総合相談窓口のきゅっとというのもありますけども、そのあたりとの相談内容にもよりましようけど、光としては、全てそういう子どものことに関する窓口というのを持っていますけど、その

辺の時間帯とか年齢対象とか相談内容とかの、何か特別な違いというか、そういうものがあるんですかね。それとももう、子どもに関する窓口は、光はここですよというふうに一本化して充実させるという方法もあると思うんですが、それは所管を跨ぐことなので、そのあたりをちょっと、実態をお聞きしてもいいですかね。

○原田文化・社会教育課長

まず、青少年センターが所管しておりますヤングテレフォンにつきましては、もともと、児童生徒の視点から、教育的側面からのアプローチということで、小中校の児童生徒が一次的な対象と考えておまして、当然、保護者や担任の先生とかの相談にも応じるという形の位置づけてございます。あくまでも、教育的側面からの教育相談という形でございます。

もう一方のきゅっとは、保護者の視点での子育ての側面からのアプローチだと思っております。ですから、きゅっとについては、妊娠前から18歳ぐらいまでの保護者を主に対象としておると認識しております。

以上でございます。

○森重委員

そうですね。教育的相談となって、学校に通っていて、その中でいろんな悩みがあることに対して、こういうヤングテレフォンなんかは使っている。ヤングテレフォンの時間帯は何時から何時までですか。

○原田文化・社会教育課長

直接、相談員が電話を受けることができるのは月、火、木、金の8時30分から19時まで、水曜日の8時30分から17時15分まで、それ以外の時間帯については留守電対応で、メッセージがあれば翌日等にリダイヤルするという形でございます。

○森重委員

わかりました。この時間帯、ちょっと複雑ですよ。曜日体制と時間もちょっと違ってくるといことで、それでも、件数がこのように21、18、32と上がっているということは、やはり、1つの相談窓口としての機能を、それなりには、重要な効果があるというふうにも思います。

このあたりの、先ほどは子どもと親のサポートセンターとかもいろいろ何点か言われましたけども、私は今回、一般質問では、県が今度導入されるLINEというふうなものも申しましたけども、一番、今の子どもたちにとって相談しやすい体制、身近に、自分たちの生活の中で、もうすぐに手が出せるようなというふうな方向性も、今後はしっかり、こういう今までのことを含めながら考えていっていただきたいというふうなことも、ちょっとお願いをしておきたいというふうに思います。

そのヤングテレフォンの電話の相談はそうなんですけども、もう1点、すいません。先ほどの居場所づくりの件なんですけども、ちょっと私も詳しい資料を持ってきてない

ので申しわけないんですが、委員会といたしましても、いろいろ陳情等を受けまして、周南市、また萩市、県内のさまざまなそういう教育支援センターを訪問いたしまして、やはり、行かなければわからない子どもの表情とか、教育センターの先生の思いとか、いろんなことを視察をしてきたわけなんですけども、一番理想的なのは、光市も、光市、田布施町、上関町と3つの自治体だけ持ってないということなのですが、重層的にそういう場所もあり、また、今の光市が行っているそういういろんなさまざまな制度もプラスしていくというのが一番理想と思うんですが、先ほどから、個に応じた支援ということを言われました。

私たちがいろいろ、周南市、萩市へ行きましたけども、ちょっと萩市で心に残っているのは、そういう施設を持っているんだけど、一番今の課題として何かというと、やはり、そこに来られない子のために出向いていくという、そういう支援が大事じゃないか、ということをやちょっと言われたのが非常に心に残ってしまして、それをやはり、直動で光市はやっているということなのですかね。そのあたりの確認をやっとしたいと思うんです。

○河本学校教育課長

今、委員お示しのとおり、スクールライフ支援員制度、これはまさに、家から出られない、学校に足が向けていない、そういう子どもに対して仕掛けるといいますか、出向いて、こちらからアプローチをかけてつないでいく、そのような取組みとなっております。

以上です。

○森重委員

それもよくわかるんです。そして、じゃあ実際、今、先ほど御答弁いただきました保健室登校が中学校で14名いらっしゃいますけども、その子たちの状況というものを、ちょっともう少し詳しく知っていただいて、例えば、その子たちが保健室ではなくて、例えば、適応指導教室とか教育支援センターというものがあれば、また、どういうふうな違いがあるのかなという部分が、ちょっと私たちは現場にいないのでわからないんですが、そのあたりのお考えがちょっとありましたらお聞かせください。

○河本学校教育課長

先ほどお話ししましたとおり今、保健室や、あと相談室等で授業を、個別の対応をとっている子どもたちが、実は、光市内にもおります。その子たちがどのような環境で居場所として、その子たちにとって受け入れられるか、これもまた、一人ひとり違ってこようかと思っております。だからこそ、一人一人に応じた対応がとれるような、そういう対策、対応等は今後検討を深めていく必要があるかというふうに感じております。

以上です。

○森重委員

わかりました。あくまで、教育支援センター、また不登校児童に対する対応としては、先ほども、学校復帰をある意味目指すという点と、そして、個々に応じた支援というのは、個人個人の非常に複雑ないろんな部分にかかわっていくという意味では、学校に復帰する支援だけでなく、また社会的に、本当に今後、その子の人生が自立して、何かを見出して生きていけるような支援をしていくというふうな支援を目指しておられるという事は、ちょっとわかりました。

ですから、施設、支援センターを、財政豊かなときであれば、もう1人重層的に、そういう施設があることが望ましいと思いますけども、そのあたりで、光は独自でそういう方向を目指して成果を出していき、また、生徒にコミュニティスクール等も活用しながら、光市らしいそういう支援をしていくというふうに捉えたのでよろしいんですか。

○河本学校教育課長

先ほど申し上げましたとおり、学校自体につきましては、やはり、教育の当事者といえますか、直接子どもを支援してますので、学校復帰を目指した取り組みが、まず最優先といえますか、第一になろうかと思うんですが、ただ、この不登校の問題につきましては、やはり、将来的な子どもの社会的自立、これにいかに関与できるか、いかに貢献できるかが一番のポイントになろうかとも思っておりますので、お示しのとおり、子どもの将来の社会的自立に向けた豊かな支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○森重委員

わかりました。今回いろいろ陳情等をいただきまして、私たちの委員会もいろいろ現地視察もさせていただいて、さらに、光市のそういう施設の設置についてもいろいろ考えさせていただきましたが、今後、いろんなことを考えながら、また、研究しながら、さまざまに施設、箱物、そういうものへの考え方も、さらにやっぱり深めて行きたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○仲山委員

今まで話を聞いてまいりまして、個別の対応の仕方、大変、光のやり方というのは特徴である。そして緻密な対応をしてらっしゃるといったような印象を持ちました。

ただし、その取り組みの成果があつての今の数字か、もっと本来なら増えているところがこれぐらいにとどまっているのかということはあるかとは思いますが、依然として、やはり課題としては、まだまだ努力しろといえますか、まだ頑張っていたかかなきゃいけないところがあるかなと思います。

そのあたりでちょっと、先ほど話が、質問のある中で、どう言うんでしょうか、追加というような形になるかと思うんですけれども、電話ないしは面談という形で、相談が家族ないしは本人からという形で、その状況がわかってくるといったような状況があるかと思うんですけれども、まず、その相談をするというところが、結構敷居が、まず高

かろうということが想像されます。

ほかの人に知られたくないというようなことも当然あるでしょう。そのあたりで、ただし、対応するときにおいては、関係する、先ほどおっしゃってました心療カウンセラーであるとかスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの方々と合同ケース会議というようなところでは、ある程度共有して進めることで効果を上げるという面もあるかと思えます。そのあたりについて、安心して相談してもらわなければならないというあたりについて、何か配慮なり考えていらっしゃることがあったらお伺いできればと思います。

○河本学校教育課長

今お示しいただいた関係機関もしくは関係者を含めた会議等々に関してですけれども、やはり、参加されるメンバー、関係機関につきましては守秘義務が発生いたしますので、このプライバシーが確実に守られるよう、そういう手続、取組みをしておるところです。以上です。

○仲山委員

守秘義務もあり、守られているということはわかるんですけど、これが相談される側の方がそれを理解していただいているということがないと、やはり、不安はなかなか取り除けないんじゃないかというふうにも思いますので、そのあたりもちょっと工夫というか、努力は必要かなと。すれば効果が上がるという面があるかなと思います。

それから、相談をしにいく場所であるとかいうのに関しても、多分、敷居の高さに影響があるかなと思うんですけど、これまで話が出ている中で、そのあたりについての何か、課題みたいなもの、ないしは改善というようなあたりについて、あるようでしたらお願いします。

○河本学校教育課長

これも個別のケースになろうかと思えます。個のケースに応じて、学校で相談ができる場合もあれば、教育委員会の一室のこともあろうかと思えますし、それ以外の場所なら話ができるといったような状況につきましては、その場を確保して相談を行うといったような対応もとられておるのが現状であります。

以上です。

○仲山委員

できるだけ御本人ないしはその御家族の方が何とかしたいということを行動に起こせるように、敷居を下げるといいますか、安心して相談できるような状況をつくっていただければと思います。

もう1つ、不登校の家族ないしは本人からではなく、教育の場といいますか、学校のほうで気づくということもこれ、大事な話かなと思います。

当然、難しいことではあります。果てはいじめにもつながるかもしれない。つながっ

ているかもしれない人間関係の問題。最近話題になる教員との関係なんていうこともあります。そのあたり、相談をしたときに、これがやはり不安なんだろうと思うんですね。そういうものが原因だったりした場合にね。そのあたりをぜひとも考えていただきたいと思います。

それと、よく言われていることとして人間関係、あるいは学習の遅れであるとか、学習障害であるとかいうあたりについて、合理的配慮というような言葉がよく使われます。そのあたりについての取組みや考え方についてお伺いできればと思うんですけど。

○河本学校教育課長

今、合理的配慮のお話がありました。こちらの内容につきましては、各学校なり各教員の研修会等々を重ねながら深めている面もありますが、日常の業務の中で、この発達障害等への対する対応について、知的面、情緒面両面から、個に応じたきめ細やかな対応を積み重ねていくことによって、先ほどから何回もお出ししておりますが、子どもから発信される教育的ニーズ、これをしっかりと捉えて、それを踏まえた上での対応が図られるよう、今鋭意努力しているところであります。

以上です。

○仲山委員

その努力の部分で、今、研修という話が出ました。その教職員の方々、非常に今、多忙な状況であることは承知しております。

そんな中、発達障害、いろいろな原因、いろいろなタイプ、ほとんど個別、一人ひとり違うとっていいかもしれないものかもしれませんが、そういったものへの対応というあたりで、まずキャッチできるか、見つけることができるか、気づくところができるか。そして気づいたときに、それに対して的確な対応ができるかというあたりについてこれ、かなり専門的で、なかなか相当難しい話じゃないかなと思うんですね。

そのあたりを、先ほどおっしゃっている教員以外の配置がカバーをしているところかと思うんですけども、まずは、やっぱり教員の方々、一番触れてる時間が多い。そのあたりが、やはりある程度徹底してこないと、なかなか気づくことというのを、あるいは的確な対応がというのは難しいかと思うんですけど、そのあたりの難しさというのは、僕もどうしたらいいという話はできるわけじゃないんですけど、どのように考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○河本学校教育課長

今お示しのあったとおり、教員が一番身近で子供たちと接しておりますが、それをサポートする役割として、市内21名、光っ子サポーター配置させていただいておりますし、後、そのサポーターが不安に思う、教員が不安に思ったときには助言、アドバイスができる経験豊かな光っ子コーディネーター、この方も一名常駐して、市内各校を回っております。さらに、各検査等が実際できる、実施できる光っ子アドバイザーというものも、今年度1名増員させていただいておりますので、何とかこのあたり、総合力を持って、

子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな支援ができればと考えているところです。
以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。先ほども話があって、結局のところ、要望といいますか、その居場所というものについての話があります。

お話を伺っていて、必要性は十分認識してらっしゃるというふうに私には聞こえたんですけども、そういう理解でよいかというところをお伺いしてもいいですか。

○河本学校教育課長

個に応じた対応というのが、やはり不登校の対応のベースになろうかと思えます。今、現状の光市が行っている取組み、仕掛けて、出向いて、このやり方も効果が上がっておりますが、多様性ということを考えてときに、今後は居場所づくり、こちらのほうも視野に入れながら検討を深めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。十分な光のやってらっしゃっていることというのは、私も評価もしております。ただ、先ほど申し上げましたように、仕組みとしては大変いい仕組みを持っているし、その運用をしているというふうに理解はしていますけれども、成果を上げるための工夫というのは、まだあるかと思えますのでお願いすることと、それから、支援センターもしくは適応指導教室というんですかね、そういったようなものを設けるに当たって、他市町との連携ということは可能なかどうかは、ちょっとそのあたりも、可能なのであれば含めて検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○中本委員

ちょっと気になることがありますので、質問をさせていただきます。

先ほど、不登校の現状の報告がありました。小中学校とも、現状の数字を見れば、少ないか多いかという判断は非常に難しゅうございますが、全国、山口県、それから光市を数値で見ますと、全体的に、中学校の出現率が光市は高いと、そういうデータが出ております。したがって、公立の計も、全体的に光市がちょっと高いんじゃないかなと。

定義の不登校の3分の1以上、長期欠席が不登校だという定義がありますが、それ以前の例えば1週間、あるいは3日、5日、そういう子どもたちがいるんじゃないかなということではありますが、答えられる範囲で、ちょっとそのあたりをお願いできますかね。

○河本学校教育課長

今お示しいただいたとおり、年間30日以上に満たない欠席の児童生徒、市内にも実際おります。ただこれを、この場でちょっときめ細かな数値を出すことはできませんけれ

ども、各学校ともに、それぞれに応じた対応を図っていることは間違いございません。
以上であります。

○中本委員

今まで光市の取組みが、特徴的な取組みをしておられますことは、私たちもよく承知をいたしておるところでございます。カウンセラーの約割、スクールライフ支援事業がありますが、効果がやっぱり出ておりますか、支援事業の効果が。

○河本学校教育課長

はい。カウンセラー派遣事業、あと、スクールソーシャルワーカー派遣事業ともに、子どもの安定、あと家庭、家族の安定が図られるケースも多く見られておりますので、成果は上がっておるといふふうにとらえております。

以上です。

○中本委員

わかりました。実は、県内で教育支援センターが各市町であります。各市がほとんど、その教育支援センターを、ちゃんとした公的な支援センターを設置しております。ないのは光市だけだということで、子どもたちの不登校の居場所を、やっぱりある程度見つけてやらないといけない。今、大切な時期でありますので、ぜひ、そういう支援センター的な役割のある、子どもたちが行けるような居場所を、今後ぜひ考えていただけたらというふうにお願いをしておきます。

以上でございます。

○委員長

また元の所管事務調査に戻ります。教育委員会関係分の所管事務調査でご質問のある方。

○林委員

それでは、中学生の通学路の安全確保についての大和中学校の通学路照明設置について、陳情が上がっておりますので、2点お尋ねをいたします。

最初に、通学路安全点検会議では、これまで、どのように扱われて来られたのでしょうか。そのことをちょっとお尋ねいたします。

○河本学校教育課長

平成24年8月になりますが、各小中学校の通学路におきまして、教育委員会、地元警察、道路管理者等の関係機関と連携をしまして、緊急合同点検を実施し、平成25年にかけて、必要な安全対策を実施しております。

平成26年度以降につきましては、毎年通学路合同点検会議を開催しておりまして、昨年度は6回目の開催でありました。これまでの対応状況につきましては、6回の実施で

合計178件の危険箇所の抽出がありまして、このうち、令和元年5月末現在で159件、約89%が対応済みという形になっております。

以上です。

○林委員

はい、ありがとうございました。

本件のような例はどのように扱われて、改善が図られるのでしょうか、そういう部分で、お示しいただけたらと思います。

○河本学校教育課長

大和中学校通学路照明設置、この本件のような例につきましてはという御質問だと思います。本件のような合同点検会議の後に提出された危険箇所等につきましては、個別に関係機関と協議をしまして、危険箇所に対する安全対策を協議しております。

このたびの要望内容は、日没が早くなる冬期には、天候によってかなり暗い状態の中を自転車で下校しないといけないときがありまして、県道63号の大和ライスセンター附近に照明をつけてほしいというものでございました。

地域の防犯目的のために設置している防犯灯の設置等につきましてはの窓口は、光市防犯協会、県道の道路照明等の設置等につきましては、道路管理者である山口県が所管しておりまして、各所管に対して要望の内容を伝えるとともに、対応について協議をしておるところであります。

以上です。

○林委員

はい、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○委員長

ここでちょっと委員の皆様にお諮りします。

ただいま、林委員の中学生通学路の安全確保について、教育委員会関係の所管事務調査の質問が出てきておりますが、本件につきましては、1月に東荷地区から陳情書が出ておりまして、議会基本条例の理念に従いまして、真摯に取り扱っております。現地への点検、現地への調査のほうもしております。

これにつきまして、各委員から両方の質問が今回あらかじめ、通知をされてますので、本件について、また所管事務調査の中で集中的に関連質問を含め審議したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

では、所管事務調査の中で、本件中学生通学路の安全対策についての質問をとっていきたいと思います。本件について質問のある方。

○仲山委員

今お答えいただいたことについて、確認させていただきたいと思います。

まず、通学路安全点検会議のことについてお伺いし、お答えがありました。

それと、本件の例に関しては、そのタイミングを逃したものとして、別途対応をしているところであるという話だったかと思えます。

そんな中で、本年もまた通学路安全点検の季節といえますか、時期が来ると思うんですけれども、ここに挙げる必要がない扱いに今はなっているのか、やはりそこで、この件について、中学校区でしょうから、中学校のほうで安全点検会議に挙げるといいますか、そういうことにするのかということ、まな板に載せて行くという作業ですね。そういうのをしてもらうのか、するという手があるのか、そのあたりについて見解をお願いします。

○河本学校教育課長

本件に関しましては、既に要望を上げるというふうにお聞きしております。ですので、今年度の合同点検会議で取り上げる予定にしております。

以上です。

○仲山委員

了解いたしました。以上です。

○田邊委員

平成26年から昨年6回行って、178カ所のうち、八十何%、ちょっとよくわからなかったんですけど、その対策を打った箇所が本件と似たような事例なんかはあるんでしょうか。

○河本学校教育課長

本件と似たような状況というものは、特に今、手元にはございませんが、本件につきましては、防犯目的のための防犯灯、あと、道路照明等の設置等に関する内容でございましたので、それに準ずる内容は、私のほうで今つかめてはいる状況にあります。

以上です。

○田邊委員

この本件は今度の合同点検会議で、そういったところで見回るとい形なんですけど、本件のような内容は、また複雑というところは今、理解しました。そういった形で、今、県なり要望を出すということなんですけど、そういったところのやりとりをもう少し詳しく教えてほしいんですけど。

○河本学校教育課長

合同点検会議、ここで危険性が高いと判断された場所については、教育委員会及び学校が作成した対応策がございますので、その対応策に基づいて、道路管理者及び地元警察等の関係機関に対し要望を行うという形になります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。そういった関係機関、警察なりいろいろなところで、十分、そういった危険なことを要望してください。じゃないと、この問題が解決できないというところになるんで、そういったところが一番大事なのかと私は思います。

今回、ワンステップとして、安全点検会議でここを見回るというところでは、わかりました。お願いします。

○委員長

それでは、一般の所管事務調査に戻りたいと思います。教育委員会所管事務についてご質問のある方。

○林委員

数点お尋ねをさせていただきます。

教育相談の充実についてお尋ねをいたします。

ストップイットというのを、他市、宇部市で、県内初のSNS等を活用したいじめ相談等の窓口が開設され、中学1年生対象のSNS、いじめの匿名相談ができるアプリが導入されました。

中学1年生対象ということで、小学校から中学校への環境の変化に伴い、いろんな問題が生じてくるのではと推察いたします。いじめは年々増えているやにもお聞きしておりますが、光市におかれましては、どのようないじめ等の相談体制をとっていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○河本学校教育課長

相談体制の現状に関してです。

各校におきまして、日常的な教育相談、あと定期的に教育相談を実施すること、これを始めまして、先ほども申し上げましたが、教育委員会、あと県内では、子どもと親のサポートセンター、触れ合い教育センターを窓口に、いじめに関する相談も受けつけております。状況によっては、専門家等、関係機関等の協力も得ながら、この相談に応じているところでもあります。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。

今、状況を専門的にということでお伝えいただいて、わかりました。各小学校、教育委員会で匿名相談ができることを児童生徒にお伝えしていただいたらと思うんですけど、その方法として、教育委員会はどのように取り扱っていらっしゃいますでしょうか。

○河本学校教育課長

このいじめ等に関するものだけでなく、相談に関する内容につきましては、やはり、個人のプライバシーが守られる、これは最優先されるべきものと思いますので、各校においても、そのあたりを十分留意して取り組んでいるものと考えております。

以上です。

○林委員

今、各校でそういうふうに取り組まれているということでございましたけれど、教育委員会のほうに御相談をするということもあり得る、されても御相談を受けてくださるということ、そういうお取り組みもできるということによろしいでしょうか。

○河本学校教育課長

教育委員会のほうでも、随時受け付けております。

以上です。

○林委員

はい、ありがとうございます。

次に、子どものことで悩む保護者の方への相談体制について、お尋ねをいたします。

他市の教育相談の状況では、学校で作成された教育相談アンケート用紙と封筒を配布されまして、御相談のある保護者は、封書で校長先生に直接お渡しするというをとられているところもございまして、校長先生も大変お忙しいので、相談時間をとるよりも、後ほど読んでいただくということで、先生も大変お忙しいとは思いますが、こういうことをとられていることで、いじめの防止の抑止力になるのではないかと、私は思っておりますが、本市においてはいかがお取り組みされるでしょうか。

○河本学校教育課長

お示しの事例については承知をしております。それらの取り組みも参考にしながら、本市の教育相談の一層の充実に今後努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○林委員

こういう点、よろしく願いいたします。

相談して、保護者の方は担任の先生とか校長先生にお話したいなと思いつつ、なかなかその時間をお互いにとれない。先生だけじゃなくって、保護者のほうもお時間取れないということになると、こういうふうな封書でお渡しするということは、とても私はいいかんと思っておりますので、御検討よろしく願いいたします。

もう1点よろしいですか。

この前、不審者に御注意と、6月12日に光市生活安全課からお知らせがございました。これは教育委員会の問題でありますので、ここで質問させていただきます。

午前6時49分、浅江地区において不審者が登校中の小学生に対し「学校はどこ。駅まで車で送ろうか。」など、声をかけられたという事案が発生いたしました。ここには、身長何センチで男性、年齢は幾つぐらいで、髪型とか洋服等々が示されておりましたけれど、不審者を見かけたらずぐに110番通報とありました。

そこで、教育委員会としては、小中学校への伝達、児童生徒、また保護者や地域への啓発方法はどのように行われているのでしょうか。お示してください。

○河本学校教育課長

不審者情報につきましては、まず、各校から教育委員会のほうへ情報が入ってまいります。その後、教育委員会のほうで情報を整理した上で、市内各校へファクス及びメールにて情報を提供しております。その際、各校から教育委員会へ情報が上がってくる際には、警察及び近隣の小中学校への連絡もあわせて行うよう今動いております。

その後、各校から家庭・保護者への連絡につきましては、学校メール、学校から一斉に送る、配信できるメールシステムがございますので、学校メールを利用して速やかに行っております。

地域の方々に関しましても、機会を捉えては学校メールへの登録をお願いしているところであります。

以上です。

○林委員

わかりました。

そこで、今、地域の方へメールの登録をとということで啓発をされているということをお先生のほうから御答弁いただきましたけれど、登下校の際に、例えば今、これ一緒のこととかわかりませんが、見守り隊の方々がいらっしゃいます。

大変、保護者の方も、子供たちも安心して接していただいて、私どもも助かっているわけですが、その見守り隊の方々にもメール配信の伝達が行われるように、登録をしていただいたらと思っている次第でございますが、いかがでしょうか。

○河本学校教育課長

先ほど申し上げましたように、機会を捉えては地域の方々にも、ぜひとも登録いただければと考えているところです。

今、コミュニティスクールが全ての小中学校で設置されており、全ての学校の学校運営協議会等におきましてもメール登録等、お願いしているところです。

○林委員

よろしく申し上げます。子供たちは地域の宝でございますので、安全安心な対応をこれからもしっかりととっていただくように要望をして、終わります。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○田邊委員

こんにちは。4点ほど、その他の教育所管分でちょっと質問をします。所管がかなり跨ぐんですけど、この公共施設マネジメントにおける教育所管分という話し方でいきますので、よろしくお願いします。

公共施設マネジメントにおいては、今後20年間で総額約195億円必要という試算が出ているんですけど、直近の令和35年で、グラフによりますと約50億円必要という、この部分のところなんですけど、この内訳については、総合体育館及び大和運動公園、スポーツ公園のことと思われるのですが、そのあたりのことは教育所管における認識及び計画とかそういったものは、今のところどうあるのかというところをお願いします。

○委員長

田邊委員、教育所管の施設における今後の計画ですね。

○田邊委員

はい。

○村崎体育課長

こんにちは。ただいま、光市公共施設総合管理計画において掲載されております、恐らく19ページ3の更新費用の推計の部分だと思っておりますが、これで令和5年に約50億円の必要経費、更新費用がかかるとなっておりますが、この件につきましては、建築後約30年経った時点での大規模改修を行うということを試算したもので、実際に詳細な数字を出して積み上げたものではありません。

あくまでもこれは、総務省がこういった総合体育館、それから、大和総合運動公園のような大規模な公共施設の改修を行う際に試算として単価が20万円ということで、平米単価20万円を出しましたものにそれぞれ施設の延べ床面積を掛けたものを合計したものでございます。ですから、実際に今現時点で改修に必要な金額等を積み上げたものではありませんので、そういったあたりは御理解いただけたらと思います。

それから、計画等については、スポーツ施設につきましては、さまざまな面で市民の福祉の向上等のために重要な施設ということには位置づけておまして、その整備に取り組みますとともに、また、適切な維持管理に努めているところであります。

こうした中で、限られた財源の中で施設を保全していくためには、さまざまな不都合が生じた後に補修や改修を行います事後保全から、長期的な視点で計画的に維持補修を行う予防保全の考え方を取り入れて、事後保全と予防保全とを効果的に実施することで、施設の長寿命化及び財政負担の軽減と平準化が求められているものと思います。

スポーツ施設等につきましても、公共施設等管理計画に基づきまして、中長期的な視点から施設の長寿命化を図る必要があると認識はしております。各施設の指定管理者や建築関係所管とも連携を図ることで、現状の把握と今後に向けた施設管理の取り組みに

ついて必要と思われる計画の検討を行いたいと思います。
以上です。

○田邊委員

マネジメントの計算によるそういったものが必要という、令和5年で50億円、これは正確ではないということなんですけど、30年経って大規模改修するという考え方については、その辺の方向はどうなんでしょうか。

○村崎体育課長

30年経ちます、間もなく30年ということではありますが、やはり、その中長期的な計画というのは、いずれにしましても必要なものとは考えております。近隣の市・町、また、全国のそういった個別計画の策定のあり方については、またそれぞれ手法や内容等を精査しながら、さまざまな角度から検討をしていきたいというふうに考えております。
以上です。

○田邊委員

わかりました。5年後の先のことだから、まだはっきりは言えないところなんですけど、いわゆるそうしたものが計画物で出ている、その50億円かからないというのは理解しました。実際のところでも迫ってくるというところで、今後の方向性は示してもらいたいというところで、この項はいいです。

続きまして、熱中症、光化学スモッグ対策なんですけど、エアコンの設置も間に合わないというところなんですけど、このオキシダントの注意報が発令されたり、この熱中症対策、従来の。そういったことで、本市においては運動会が秋から春に移った、その考え方をちょっと教えてもらいたいのですが、お願いします。

○河本学校教育課長

理由としては2点ほどございます。1点目は、9月は高温になることが多く、運動会の最中及び練習の段階において、熱中症によって救急搬送される事故、事案が全国的に相次いで発生したことから、児童の健康安全を考えた結果であること。

2点目につきましては、秋には多くの行事が集中することになりまして、一定の期間において授業時数が大幅に減少するということを防ぐために、年間を通じて比較的行事の少ない春に移行したという背景があります。本市以外でも春の運動会の実施がふえている、これが実情であります。

以上です。

○田邊委員

そしたら、9月は高温になる、また、秋は行事が多いということなんですけど、最近、オキシダント、これが汚染物質が大陸から流出するというところで、秋に行くほうが安全ではないかという市民の声もお聞きします。そのオキシダントの注意報が出たとき、こ

ういった対応はどうとられる、今現状とられておると思いますけど、そうしたところをお願いします。

○河本学校教育課長

注意報が出た際には、大きく6点の対応をとることになります。

まずは、全児童生徒及び教職員への周知、続いて、学校医等への連絡・通報、続いて、児童生徒の健康観察による状況把握、さらに、屋外活動は控える、避けるということ。続いて、寄り道をしないなどの下校指導の徹底を図ること。最後6点目、屋内においても窓やカーテンを閉めるなどの対応をとってまいります。

さらに、警報に移行した際には、この注意報の対応に準じますとともに、屋外活動は中止させて、屋内退避を図ります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。6点のそういった安全行動をとるということなんですけど、屋外、寄り道しない、ここまでは帰り道のことなんですけど、このあたりのところなんですけど、この全員に周知すると、また、医師に連絡する、また、児童にも教えると、そういった連絡体制は大体平均どれぐらいかかります、時間的に。

○河本学校教育課長

この場合は、多く学校生活内での場面を想定しておりますので、本当速やかに対応を図れるものと考えております。

○田邊委員

速やかなところが大体のその、今までの経験で大体、大体でいいんですけど、どれぐらいかというところをお願いします。

○河本学校教育課長

実は、今年度5月24日金曜日に、光化学オキシダント注意報が発令されました。これは運動会の前日ということだったので、各学校長へ注意喚起のメールを配信したところ です。

その際には、各学校長がそれを十分踏まえた上で運動会を実施されていまして、今、議員さんおっしゃられた何分とか何時間という答えは出せないんですが、本当に早く子供たちには周知できますし、学校への連絡もこれは確実にできると考えております。

○田邊委員

わかりました。今、私が言うのに、どれぐらいかなというのは目安的なものなんですけど、どこかでこの流れが途切れた場合とかというのをちょっと気にするところなんですけど、確実にこういった形で全てにおいてできるんならば別の問題なんですけど、そ

ういったことで、日ごろからこの対策をお願いします。

それと、仮に今、5月24日の金曜日、運動会の前の日になったということなんですけど、気分が悪くなったときの対応策、これと、また、これの実績、もし、そのときに気分が悪くなった方がいたかと、児童、また、先生方で、そのところは、お願いします。

○河本学校教育課長

光化学オキシダントが理由と思われる被害者の訴えがあったときには、直ちに屋外活動を取りやめて、児童生徒を屋内に避難をさせます。なお、状況によっては学校医の協力を得て適切に処置することとしております。

近年ですが、市内の小中学校で児童生徒の健康被害の報告はございません。

以上です。

○田邊委員

わかりました。これも少し市民からの相談があったので、ここでちょっと周知徹底をお願いしたいというところで質問しました。

続きまして、先生のいわゆる働き方改革なんですけど、今、先生が抱えている授業内容がかなり多いものになっているんです。外国語活動、また、道徳、まだそれの上にプログラミング教育、こういったものがずっと増えてくるんですけど、この教科の担当制で、実態に応じたこの柔軟な対応が困難になっているという現状なんですけど、それについての教育委員会の対策。

働き方改革では、今年度、タイムカードなり、そういったタイムの勤務管理はできるという形で予算を組まれたと思うんですけど、そういった対策などは今どういったことを行っておりますか。

○河本学校教育課長

今お示しいただいた外国語、あとプログラミング、中でも教科担任制の件が非常に難しい状況を抱えているというふうに思われるんですけど、この教科担任制に関しては小学校高学年において実施をしています。高学年については、低学年に比べますと教材研究の量が多くなりまして、その準備に係る負担、これが大きな問題となっております。

この教科担任制については、ただ、この教職員の学習準備等については大きな効力を発揮しております。あと、子供の学びも担任1人ではなくて、多くの教員が子供を見取ることができますので、非常にそういった面からも教育的効果が上がっております。

ですから、この教科担任制等、よりよい対策に向けて、チーム学校としての組織的な取り組みとか、あと行事、会議、出張などの精選を図りながら、授業時数の確保に現在努めておるところです。その際には、各教科のバランスにも十分留意しているところがあります。

以上です。

○田邊委員

わかりました。チーム学校ということで今、教科担任制をとるという形で図っているところなんですけど、学校でも地域でもこの中立的な調整役、そうした配置などの考えはあるんでしょうか。そうしたところでお願いします。

○河本学校教育課長

各校におきましては、確かな学力と豊かな心、あと、健やかな体、これを育むなど、将来の夢や希望の実現に向けて教育活動の質の向上に努力を重ねています。

教育委員会としましても、こうした取組みを積極的に支援するために、本市独自の取組みである光っ子サポーターの配置や、光っ子コーディネーター、スクールライフ支援員等の配置に努めておりまして、子供一人一人に応じたきめ細かな支援が届くよう教育環境の充実に努めております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。そうした先生方のその教育環境にも十分これから注意してお願いします。教員増員が、代替の必要性なんですけど、大体のところはわかりました。

続きまして、就学援助なんですけど、本市の就学援助なんですけど、これは、今、私が持っているこの紙が今の現状とは思いうんですけど、この数値が恐らく若干違うんじゃないかということなんですけど、そのあたりは……

○委員長

田邊委員、何の紙かちょっと……

○田邊委員

これは就学援助制度の案内の紙です。これが若干違うと思うんですけど、そのあたりをちょっと説明をお願いします。

○升教育総務課長

就学援助のチラシについてのお尋ねでございます。こちらに掲載しております支給単価につきましては、注意書きのほうにも記載をしておりますが、平成30年度の年額を記載しております。また、単価につきましては数年に一度変更がございます。そうしたことから、その後に変更となる場合もございますということで注釈をつけているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。私の資料には、今年度からは若干上がるというところはここで伝えておきますけど、はっきりしたところはまだということで、わかりました。

その就学援助制度なんですけど、この案内について、昨年度と今年度では、ちょっと

今まだそんなに経っていないんですけど、これのあたりの変化についてはどうですか。

○升教育総務課長

就学援助の案内についてのお尋ねをいただきました。就学援助制度につきましては、今、総合的な見直しを進めておりますけれども、その中で制度周知の強化を図っております。平成30年度より、これまでの広報、ホームページの掲載に加えまして、学校を通じて対象となる全ての家庭に周知の案内を配付しております。

さらに、就学時健診や1日入学等を利用して、入学前の児童の家庭にも案内を配付しているところでございます。

昨年度との変化ということでございますけれども、平成30年度より実施をいたしておりますので、平成30年度と本年度は同じような取り扱いとなっております。

以上でございます。

○田邊委員

その変化はそうしたもので総合的に今から変えていくという、また、周知も図るということなんですけど、これ毎年度進級時に全てにおいて配付しているところなんですか。

○升教育総務課長

全て、毎年度進級時に配付をしているかというお尋ねでございます。平成30年度より、30年の2月の配付でございますが、入学前の児童生徒をはじめ、対象となる全ての家庭に周知の案内を配付いたしているところでございます。今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

私の持っている資料によりますと、文部科学省公表の平成31年3月28日の資料なんですけど、山口県の13市6町、これの毎年度進学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合、また、その下に、入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合というところで、光市は前段の毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町で丸がついていないわけなんですけど。

今言われたように、しているということなんですけど、そのあたりは本当にしているんです、再度。

○升教育総務課長

周知のお尋ねでございます。平成29年度の調査ということでございますけれども、調査の時点によりまして、そのときには丸がついておりませんが、平成30年の2月より周知のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

前倒し支給、これは2年目になりますけど、昨年に比べて今回の申請状況についてはどうなんでしょうか。

○升教育総務課長

件数、金額等の詳細につきましては、決算におきましてお示しをさせていただければと思いますけれども、概略を申し上げますと、申請世帯、認定世帯とも若干減少しておるということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

今の現状じゃあ、若干減少しているというところなんですけど、それは周知しているというところと言われるけど、この就学援助制度がちゃんと本当に皆様に行き渡っているかというところがちょっと気になるところなんですけど、実際の数値は決算時じゃないとわからないので、今後、こういった制度は、やっぱり低所得者のいわゆる生活保護の、昔の1.3倍の支給というのがあります。

そういった方がよりよく学校で生活できたり、そういったことができる制度なので、周知の徹底をお願いします。

以上です。

○仲山委員

文化センターについて数点お伺いしたいと思います。

困ったことのほうで言いますと、情報が入ったのでちょっと確認をさせていただきたいことがあります。文化センターのエントランスホールのほうで、先般、貸館展示のときであったかと思うんですけども、雨漏りを生じたということをお伺いしました。

そういったときには大変、貸館でやっていらっしゃる方も困るわけですけども、深刻な状況だったのかどうだったのか、そのあたりについて、あるいは、あと修繕と申しますか、復旧と申しますか、そちらのほうの見通しみみたいなこともある程度わかっているようでしたら、お伺いできればと思います。

○原田文化・社会教育課長

委員お尋ねの雨漏りの件につきましては、多分6月7日の早朝の豪雨による文化センターの入り口のロビーの吹き抜けの天井からの雨漏りだと思いますので、それについてお答えいたします。

雨漏り自体は午前中でおさまっております。当日の午前中、建築住宅課の技術職員とともに屋上検査いたしました。一時的な大雨で屋上に水がたまって、コンクリートの隙間から水が染み込んだものと考えられることから、それに対する対応をしております。

原因につきましては、樋にごみが詰まって水が流れなかったと考えられるため、当日中に清掃を行い対応をしたところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

多分そういったことかなと想像はしていましたが、樋、そういったところの清掃のタイミングみたいなこともある程度ちゃんとやっていただければ、それほど深刻ではないというふうに理解できるかなと、今お話を伺っていて思いました。

何分、貸館としてお金を取ってやっておるときに、それはちょっと余りに残念なことですので、今後そういうことがないように進めていただければと思います。

同様というか、これも貸館のときのこれは私のほうに伝わってきたこととしてなんですけれども、高齢の女性の方が大勢来られる展覧会であったような話しなんですけれども、タイミング的にトイレに集中したときの様子だと思うんですけれども、洋式トイレがやはりこちらも少なく、今どきですから、家庭ではほとんど洋式であるということで、和式を使わずに洋式を待つような感じになってしまって渋滞したみたいな話がありました。

そういった話というのは頻繁に起きていることなんでしょうか。何か情報といいますか、何かありましたら。

○原田文化・社会教育課長

お尋ねのトイレの件でございますが、現在、文化センター自体、女性のほうで申し上げますと、1階に和式が2つ、多目的トイレは、男女どちらでもお使いできるんですが、それについては洋式が1つ、2階のトイレは、女性の場合は和式が3つ、そういう形が現状でございます。

確かに、おっしゃられるように高齢化に伴う洋式化の対応とか、施設自体が女性の入館者の割合が高い、あるいは男性より女性のほうがトイレの時間が長いとか、そういうことも含めて、今後の課題だとは認識しております。

○仲山委員

現状に関しては了解いたしました。今おっしゃったように、これは、できれば改善していきたい点かと思っておりますので、懸案として持って進めていただければと思います。

大和民俗資料館の資料がそれぞれのところに収まったかと思えます。その処遇というか、持ち主がわかっているものに関しては返却の意思を確認をする、そして、市内の施設に、空きスペースに収納していくと、どうにもならないものは廃棄といったような話だったかと思えます。

資料の一部はコミュニティセンターのショーウインドウといいますか、展示コーナーに地元の歴史を物語るコーナーということで大変いい展示がなされていて、これはいいなと思って見せていただいていたいました。どのように収まったかということをお伺いしてもいいですか。

○原田文化・社会教育課長

大和民俗資料館につきましては、1階の展示スペース部分が随分以前に整理して、あそこを展示スペースとして活用しておったという形で、あそこに約150点ございました。その中で、今、委員おっしゃられたように大和コミセンに3点展示、寄贈者の方も代がわりしておられましてあまり希望がなかったんですが、2点ほど返還したのがあります。

その他、大和地域の小学校に郷土学習とかの関係で希望を募りましたところ、41点ほど移管いたしました。あと、もう1点、大和コミセンではないんですが、コミセンに移管したものが1つ。

土器とか石器類なんですが、これは文化センターに50点、残りのものにつきましては、現在、暫定的に保管しておるといってございまして。

○仲山委員

わかりました。廃棄した分も結構あったという感じですか。

○原田文化・社会教育課長

大和歴史民俗資料館自体が開館しておる時点で1階のスペースの部分については、精査して展示しておって、目録もきちんとあります。そういう中で、2階の部分については、一度精査した後に保存していた部分がございまして、結構傷んでいるものもありまして、幾つかは今回を機に処分させていただきました。

○仲山委員

そんなひどいものなんかは致し方ないところかと思えます。

以前もお話したかと思えますけれども、文化センターのほうの2階の常設展示のほう、郷土の歴史等を展示しているほうのところも、大和と合併する前の状況からそんな大きくは変わっていないという話も聞いたことがあります。

ぜひ、これを機会にということでも前もお話していたかと思うんですけれども、地下の収蔵の状態を見ましても、ちょっと資料の整理が十分に行われている状況でもなさそうですので、そのあたりも含めて今後、常設展示のほうのリニューアルというのもしずれすることになるかと思えますので、そのための準備として資料の整理を進めていただければと思います。

その資料という点でもう一つ、これは文化センターそのものではないんですけれども、写真資料の整理。光市のこれまでの姿、移り変わりを知る資料として、写真の資料というものが、これ各地いろんなところで持っていらっしゃるかと思えます。

協力を得なければできないことだと思うんですけれども、光市のほうとして、物としての写真としては、これ損なわれることがあります。そこで、光市のほうとしては、物そのものではなくて、写っていることのほうが大事だと思いますので、例えばデジタル化してというか、そういう資料としてアーカイブ化するとかいうようなことで残していくということができないか。

室積の写真館も数年前にというか、10年ぐらい経ちますか、廃業をいたしました。ほかの写真館でもひょっとしたら持っていらっしゃるところもあるかと思います。あるいは個人でも持っていらっしゃる方もいるかと思いますので、そのあたりも呼びかけたりしてそろそろまとめておかないと、本当にわからなくなってしまうとか、持ち主の方が亡くなったときに処分されてしまったりとか、そういうことも起こるかと思います。

ちょっと取り組んでいただければと思いますが、そういうことについてはいかがでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

歴史的な写真データの収集とか整理についてのお話だと思います。取組みの方法はいろいろあると思いますが、そのあたりは大切な部分であるとは認識しておりますので、いろんな方法とかいろんなチャンネルを今後どのように使って取り組んでいけばいいかというのをちょっと研究させていただけたらと思います。

○仲山委員

ぜひ、研究して進めていっていただきたいと思います。ただし、先ほども申し上げました。日一日と失われていっているような状況かと思います。なるべく早い対応を検討いただければと思います。

もう1点、文化センターのほうのことでお話を伺いたいと思います。

ことしに入って、春、収蔵している作品を使った展覧会、人物の表現というのがやっておられました。作品も、松田正平であるとか宮崎進であるとか、彫刻のほうで朝倉響子だとか門井俊夫であるとか、結構さまざまな表現が組み合わせられて、いい展示だったと思います。

とてもよかったんですけども、惜しむらくは会場がひっそりとしているんです。なかなか、僕がいる間もほとんど人が来ないというような状態で、やっぱり、このときに思ったのが、小学校、中学校あたりの美術の教育では普遍的なテーマでもありますけれども、人物の表現というのはやはりやられます。

現物を見るというのはとても大事なことで、そういった学校というか、児童生徒たちに見せることもある程度意識して、そういう展示をこれからも企画していかれたらいいのではないかなというふうに思いました。

ちょうど今も海が見える風景と、光らしいテーマで展覧会をやっております。松田正平の作品、香月泰男の作品、中には梅原龍三郎のものもございます。なかなか多様な展示が行われておりまして、これなんかもできれば子供たちに見せてやりたいなと思うようなものでありました。

ぜひ、そのあたりを組み合わせで考えていっていただきたいと思うんですけども、ちょっとよくわからないのが、あそこは指定管理ということで、自主的にこの展覧会を企画していらっしゃるのか、それとも教育委員会のほうで企画をしていらっしゃるのか、そのあたりは、あくまで指定管理のほうのやることですので、周知であるとか、利用者というか、利用度を上げるとかいう努力というのはそちらのほうに預けてしまっている

ものなのか、そのあたりについてお伺いできればと思います。

○原田文化・社会教育課長

おっしゃられるように、指定管理施設でございます。指定管理者の専門性を生かしながら管理運営をしていただいておりますが、事業の内容等につきましては、指定管理者の専門性を生かしながら教育委員会サイドとも協議する中で方向性を見出したり、企画を考えたりする部分は当然のことながら、市の施設でございますので、ございます。

以上でございます。

○仲山委員

やはり、そういうのを子供たちに、本物に触れるといいますか、そういう機会というのをつくっていくというのは、こういう美術だけではなくて、例えば、音楽であるとか、お芝居であるとかも本当はそうなんだと思います。

そんな中で、文化センターは所蔵しているものもありますので、その辺をぜひとも生かして、リンクをしながら、連携をとりながら進めてもらえたら、それで子供たちが見る機会が増えればいいなということ我希望して、質問を終わります。

○森重委員

すみません。教育所管ということで、新年度の事業もさまざまスタートしておりますので、その状況等を4点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、ほっとカフェですけども、これは市民協働事業提案型制度の運営事業、第1回目を先日行われておられますので、これは市民目線で、市の中でこういうことがあったらいいなということで採用をされている制度でありますので、どういう状況であったのか、人数等をちょっとお聞きできればと思います。

○原田文化・社会教育課長

お尋ねになりましたほっとカフェ事業なんですけど、これにつきましては、団体との協働事業で、7月2日に主催団体の会議というか、反省会がございまして、それを受けて報告書が作成される見込みです。

現時点での速報による報告なんですけど、それでお答えさせていただきようございます。

まず、参加者でございます。当事者、いわゆる子供さんが現在、不登校の保護者、この参加が5名でございます。経験者、子供の不登校を経験した保護者でございます。これが1名、次いで当事者兼支援者、現在、子供が不登校でありますけど、不登校についての支援活動をされている方、これがお二人です。

不登校についての支援活動をされておられる方、一般的な支援者、これが3人、残りが特定非営利活動法人光まちづくりNPOの会員7名。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。不登校やいじめ、そういう方の支援の家族同士がいろいろ共有するという、そして、親のいろんな不安やいろんな心配事を軽減し合うという、そういうところに疑問を感じられて、自分たちがやってみたいと言われる、責務的に、自主的にされているそういうふうな事業ですので、今、メンバーをお聞きしましたら10数人ということで、今から反省会もされるということですので、年3回ぐらい行われるんですか、今から。

○原田文化・社会教育課長

3回を予定しております。

○森重委員

じゃあ、しっかり、意味があるといいますか、市民目線でこういうことにも取り組んでいく事業ということで、しっかり今後、応援していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、ブックスタート事業、これも第1回、一度、福祉部との連携のもとに行われていると思いますので、その状況をちょっとお聞きできればと思います。

○礪山図書館長

ブックスタート事業のお尋ねでございます。本年度からブックスタート事業を開始しております。現在、4月中に生まれた乳児25名を対象として、6月から母子保健推進員が訪問し、その趣旨を説明して配付を行っています。対象者の反応については、母子保健推進員の情報として、喜び、驚き、感謝の声が多く寄せられていると聞いております。以上でございます。

○森重委員

母子推進員さんとともに、4月中に生まれた25人の赤ちゃんのところに行って、その趣旨を説明する、趣旨、どういうことを説明されるのかちょっと教えてください。

○礪山図書館長

ブックスタートの趣旨と申しますと、幼いときから、本をプレゼントして、その本に親しんでいただき、読書の楽しさを伝えて、読書を通じて親子の触れ合いを深めていただくということが目的でございます。本市のおっばい都市宣言の基本理念にも基づいた事業と思っております。

以上です。

○森重委員

光市のブックスタート事業は、図書館と福祉が連携をして、光市独自のそういう取り組みをしているということで、そのあたりの連携というのはどういうふうに、本を選ぶ

ときはどういうふうな目線で選んでという、そのあたりをちょっと教えてください。

○亀山図書館長

委員おっしゃられましたように、図書館と健康増進課、子ども家庭課、それと母子保健推進員と協力、協働しまして実施をするもので、本の選定についても図書館の司書が、本をリストアップした中で意見を聞きながら1冊を決定してきました。

以上です。

○森重委員

本は1冊なんですか。

○亀山図書館長

本の、1冊とか、何冊か、選択の余地もいろいろ議論いたしましたが、結論といたしましては、1冊、「がたんごとんがたんごとん」という本でございます。本と同時に絵本に関する冊子、読書バッグ、それと、市長のメッセージが入った「ようこそ絵本の世界へ」というものを入れてお届けをしております。

以上です。

○森重委員

わかりました。小さいときからお母さんと時間を共有して、本との出会い、それをつくっていくということで、しっかりお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、公共施設におけるLEDの照明の導入ですけれども、文化センターにおきまして、今までもいろいろ花展や、いろんな県内の、光市でそういう展示が行われる場合に、どうも薄暗いというふうな声も聞かれておりまして、それを今回、LED照明を導入されるということなのですが、その進捗状況と、また、その削減効果等をお聞きします。

○原田文化・社会教育課長

本年度予定しております文化センターのLED照明の導入でございますが、第2次光市環境基本計画のリーディングプロジェクトにもございます「みんなで輝くLEDで光るまちプロジェクト」、これに対応したものでございます。

委員おっしゃられたように、明るさの問題もありますが、特に展示物に対して熱とか紫外線での劣化の影響の少ないLEDを導入すること、それとあわせて維持管理コストの削減ということで、省エネルギーと、電球自体がLEDのほうが長寿命でございますので、そのあたりのコストの削減を考えた導入でございます。

進捗状況につきましては、6月18日に入札をいたしまして、既に結果はホームページで公表をさせていただいておりますが、1階と2階両方ありますので、工事期間が7月17日から9月の22日まででございます。

費用のほうは、予算額670万円に対して、落札価格、税込みで631万8,000円という形

でございます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。7月17日から9月22日までのこの期間中の展示予定とか、そういうふうな対応はどうされるんですか。

○原田文化・社会教育課長

指定管理者であります光市文化振興財団と調整いたしております。

○森重委員

わかりました。よろしく願いをいたします。

それと、引き続きもう1点ですけども、光市の海を生かした若者のシティセールスにもつながっておりますビーチランH i k a r i、これ実施されたところですけども、参加人数と、また、若者の評価と、また、今回、運営上さまざまな設備の設置や、走路整備なんかもされておりますので、そういうものを含めまして、ちょっと状況をお聞きできればと思います。

○村崎体育課長

ビーチランH i k a r iは、まず、御存じのように6月の1日に今年度はやらせていただきました。予算書のほうには、ビーチランの会場整備委託料ということで40万円を計上させていただいております。これは、前年度までは会場整備委託料8万7,000円と、それと、仮設シャワー、温水シャワーなんですけど、こちらの借り上げ料をそれぞれ出しておりましたものを、今年度は合わせて発注したものです。

それと、去年までがレース中に行ったり来たりしますので、スタート・ゴールの安全性を保つためということで、その辺の会場整備も含めまして、6万3,000円ですが、増額したもので40万円を計上させていただいて、レースの準備をさせてもらったということでもあります。

このイベントはことしで4回目を、やりましたが、1回目と2回目が梅雨明け後、クリーン光大作戦の後に、海はきれいだろうということで、掃除の後でお客様も喜んでもらえるんじゃないかという思いで、夕方の開催で、サンセットビーチマラソンというふうにしたんですが、やっぱり夕方でも暑いという意見が圧倒的に多かったものですから、ここは思い切って、昨年から梅雨明け前の6月の初旬に開催という格好でさせていただいています。

1回目、2回目は個人種目を主にさせてもらったのですが、なかなか1人で走るのはきついということもあって、参加者のほうも100名程度までしか伸びないということで、昨年からは団体の部、いわゆるリレーの部を主な競技種目としましてさせてもらいました。

その中でも、去年からファミリーの部ということで、お父さん、お母さんが、年長、年中程度の保育園、幼稚園の子供をソリに乗せて引っ張るという形の新しい種目を採用

しまして、見ているほうは結構楽しいんですが、やっているほうは、冗談じゃないよという感じだったんですが、こちらのほうも去年、ことしと引き続きやらせていただいて、組数が昨年の9組から、ことしは16組ということで若干増えました。

全体の人数としましては、昨年が、おととしの100名から154名、ことしは181名とわずかながらの増加ですが、私どもとしましては、例えば、ファミリーの部、幼稚園の子供の種目については、市内の全幼稚園、保育園には案内を出しましたし、また、リレーの部については、光市駅伝の参加チームに案内を出すなど、いろいろと手は打っているんですが、光の海がきついのか、暑さがきついのかわかりませんが、今後の開催に向けての検討材料になるのではないかと考えております。

以上です。

○森重委員

ありがとうございました。結構楽しかったとか、いろんな声も入ってきておりますので、光の自然の資源を生かしたやっぱりこういうものも取組みが大事ではないかというふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第60号 光市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

どうも、こんにちは。これの件数と影響額を教えてください。

○山岡財政課長

影響額は、年5,000円を予定しております。件数につきましては、概ね、前年度実績で、約20件程度が該当すると思っております。

以上でございます。

○田邊委員

今、5,000円の20件、この20件が大幅に変動する可能性はあるのでしょうか。ないのでしょうか。

○山岡財政課長

この行政財産に該当するもののうち、課税取引にありますのが建物となっており、行政財産の建物の中における自動販売機が主な件数となっておりますので、大幅に増えることはないと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。消費税法の絡みということで、先ほどもいろいろ……ということで、これは以上にしておきます。

討 論

○田邊委員

議案60号光市行政財産使用料条例の一部に関する条例について討論をいたします。

内閣府が7日に発表した4月の定期動向、この指数は、景気の基調判断、2カ月連続で悪化しました。2カ月連続での悪化は2012年11月以来、6年5カ月ぶりのことです。景気の後退局面でのこの消費税導入10%ということに対して、我が共産党の方針では、消費税増税による議案に反対をいたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

②議案第52号 令和元年度光市一般会計補正予算（第1号）（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○仲山委員

昨年も行われましたけれども、町ぐるみウエディング、大変楽しみにしておるんですけども、これまで2年重ねてきたかと思えますけれども、何かより楽しくなってきた感じがあるんですけど、ことし、また工夫を重ねていच्छゃると思うんですけども、そのあたりのことについてお伺いできればと思います。

○岡村企画調整課長

こんにちは。よろしくお願いします。

お尋ねいただきましたまちづくり結婚式、ウエディングでございますが、平成29年度はこの市役所本庁舎、昨年度は室積海岸で実施をいたしまして、いずれもシティープロモーションの観点から一定の評価、成果が得られたというふうに考えております。

それで、今年度でございますが、これまでと同様に光市おせっかいプロジェクトチームと協働で実施をすることとして今、検討、準備をしているところでございます。

現在のところ、具体的には、10月の下旬に虹ヶ浜海岸で開催する方向で準備を進めております。併せまして、JR光駅の活用についてもその辺ができないか検討しております。その辺の可能性、実現できるかどうかも含めてJRの関係者と少しお話し合いもさせていただいているところでございます。

このイベントについては、やはり協力いただくカップルの確保というのも大事でございますので、今後、早急にその辺のことを整理をして、できるだけ早くフェイスブックなり、広報なりでまた募集も行っていければと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

これまで、そのときの写真であるとか映像であるとか、いろんな面でプロモーションに使われたりであるとか、いろいろしてきております。

関心が高いイベントになってきていると思いますので、これを機会に、一緒に知って

ほしいことであるとか、いろんなことをPRできるいいチャンスかと思っておりますので、今後とも工夫を重ねていってもらえればと思います。楽しみにしております。

あと2点、させていただきます。ふるさと応援寄附金、ふるさと納税と言われているものですね、あれのことについてお伺いします。

昨年、災害があつてという状況で大きく動きがあつたかと思っておりますけども、その後の状況、そのあたりを伺えればと思います。

○岡村企画調整課長

ふるさと光応援寄附金についてでございます。昨年度の状況ということで説明をさせていただきますと、昨年度、平成30年度は全体で1,271件2,268万1,060円の寄附をいただいております。昨年度、災害もございましたので、その関係の御寄附も復興支援のためということで呼びかけもさせていただきますして、そちらのほうは184件395万5,060円の御寄附をいただいております。その災害の寄附については、先ほど申しました1,271件2,268万1,060円の中に含めての数字でございます。

以上でございます。

○仲山委員

ふるさと応援寄附金で話題によくなるのが返礼品といいますか、お礼品というか、そちらのほうですけども、いろんなもの、ホームページなんかで見ると光市のほうから返礼品が出ております。特に好評なものとかいうのがあるのかなというのは見ていて思うんですけど、実際にはどうなのかちょっとお伺いできますか。

○岡村企画調整課長

人気の返礼品ということでございますが、フグを御用意しておりまして、それが件数としては多くなっております。あとは、ステンレス製品、フライパンでございますとか、アイスセット——地元の企業さんがつくっておられるアイスセット、こういったものも人気をいただいております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。ステンレス製品、ちょっと意外なところが人気だったように今聞いて、ちょっと認識を新たにしました。

都市宣言に絡んでということでポストを担っているような表示が、ふるさとチョイスのほうだったかな、両方ともそうでしたっけ、それで、使途についていろいろ書いてはあるんですけども、ふるさと応援寄附金の使途については、どういった決め方というか、割り振り方というのをされているんですか。

○岡村企画調整課長

寄附をいただくときに、寄附をされる方に希望の使途ということで3つの都市宣言、

おっばい都市宣言、自然敬愛都市宣言、安全安心都市宣言のそれぞれ理念を踏まえた取り組み、あるいは市長が必要と認めるそれ以外の取り組みということで希望をお伺いしまして、例えばおっばい都市宣言の理念を踏まえた取り組みということであれば、市のほうで進めておるそういった少子化対策に関する事業のほうへ振り分けをさせていただいております。例えば、乳幼児子供医療費の助成でございますとか、公立小学校における、いわゆる英語教育の当たりとか、コミュスクの推進、そういったものに充てる形にさせていただいております。また、このあたりについては、広報あるいは寄附をいただいた方にも個別にお知らせをさせていただいているところでございます。

○仲山委員

ありがとうございました。都市宣言のテーマに沿った事業で入れていただいている部分に関してはその分野で使うということになっているということですね。わかりました。

もう1点、光市のメール配信サービス、これは去年災害時大変有効に働いたといったようなことがありますけれども、これは、それだけではなくていろんな面で、市が発信するときに大変有効になってくるものだと思います。そのためにも登録者数というのが気になる場所なんですけれども、去年災害がありまして、大分、その後増えたのではないかと思いますけれども、増えた数、それから、今後増やすための何か工夫みたいなことを考えていらっしゃるようでしたらお伺いできればと。

○藤井情報推進課長

こんにちは。光市メール配信サービスの登録者数についてのお尋ねをいただきました。

平成30年7月1日現在、全登録者数は2,942件、災害に関係あります防災情報に关しますと2,627件でありましたが、同年の8月1日現在では、全登録者数が3,160件で218件の増、防災情報につきましては、2,834件で207件の増となっております。

また、最新の令和元年6月1日現在では、全登録者数が3,283件で、昨年8月から123件の増、防災情報につきましては2,948件で114件の増となっております。

今後の登録者数を増やすに当たってということでございますけれども、ホームページ等での情報発信はこれまでどおり行っておりますし、防災でありますとか、高齢者支援課のほうでの見守りの徘徊者等の、行方不明者の捜索とかという部分でも利用されておりますので、そういった関係所管とともにPRを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

登録者が増えてくると、大変、こう、いろんな活用も考えられるようになってくるかとも思いますので、ぜひ関心が持ってもらえそうなイベントであるとか、その類ですよね、そういうときに機会を逃さずお披露目していただければなと思います。

以上です。

○田邊委員

こんにちは。2点、大きい2点です。共同利用型クラウドについて少しお聞きしたいんですが、この共同利用型クラウド、これ本市は周南市、下松、柳井、阿武町、本市で4市1町なんですけど、平成30年2月ですか。それで利用が始まったというところなんですけど、これについてなんですけど、この当時何点か委員会でも質問していましたので改めてもう1回聞きますけど、これは大手のつくっているシステムをカスタマイズして、今は運用していると。今後も、カスタマイズというのはやはり、たびたびあるもんです。

○藤井情報推進課長

共同利用の利用に当たって、今後カスタマイズが行われるのかという御質問をいただきました。本クラウドの導入に当たりましては、パッケージ標準をそのまま使うというものが大前提で導入をしております。したがって、今後法改正などの改修によりましても、パッケージが提供する機能をそのまま使うというものを大前提に、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

パッケージが前提ということで、標準を使うということでありますと。だから、カスタマイズはしないということですね。いわゆる今、運用されて1年4カ月ですか。この間に不具合など何かありますか。

○藤井情報推進課長

稼働後の不具合ということを御質問いただきました。大きなところだと、昨年7月の豪雨のときに、これは土曜日ではあったんですが、ある業務がクラウドシステムを使うということが予定されておりましたが、豪雨によりましてデータセンターまでの回線が切れてしまい、使えなくなるというふうな事象が発生いたしました。

そのときには本庁に設置しておりますバックアップ用のサーバーによりまして業務の継続が行えたところですけども、回線の断線に対応するというので、今年度の予算におきましてバックアップ用の回線を設置するという対応をさせていただきまして、4月から運用しているところです。

以上です。

○田邊委員

わかりました。不具合のときはそういった対応を行ったと、4月にそういったものがあったということですね。

メンテナンスをこう、メンテナンス中とかいうのがあると思われるんですが、メンテナンスによる停止、これはどうなんですか。そういったものは全部止まるです。そういったことになるんですか。メンテナンス中とかいう。そういったものもあるんです。

○藤井情報推進課長

システムのメンテナンスにおきましては、月に1回特定の土日を決めて、構成市町と決めて、メンテナンスを事業者において行うという対応をしております。そのメンテナンス中につきましては、基本的にはシステムは利用できない運用になっております。以上です。

○田邊委員

わかりました。各市郡共同でその決めていると、月に1回、土日、メンテナンスをすると。

こういったものは、いわゆる情報資産となると思われるんです。それで、セキュリティ等について。セキュリティの根本的なもの、最高情報セキュリティ責任者が誰か。統括の情報セキュリティ責任者というのが決まっているとは思いますが、本市においてはどういう形になっているんですか。

○藤井情報推進課長

本市における最高情報セキュリティ責任者は、政策企画部長であります。以上です。

○田邊委員

統括の情報セキュリティ責任者はいないんですか。

○小田政策企画部長

最高責任者は私となっております。

○田邊委員

私の考えでは、最高情報セキュリティ責任者が副市長と。それで、統括責任者が企画部長かというような感じで思っていたんです。わかりました。

○藤井情報推進課長

本市におきましては、統括の情報セキュリティ責任者というものは定めておりませんので、最高情報セキュリティ責任者は政策企画部長、情報セキュリティ責任者は情報推進課長でございます。

以上です。

○田邊委員

そういった責任者をちゃんと置くということになっているので、こういったものは情報資産という形で、こういうのがあるんです。だから、ちょっと聞いてみました。

今後、このネットワークが増大するとかそういったこと、可能性などお願いします。

○藤井情報推進課長

クラウドを利用する団体が増えるのかという観点で御回答させていただきます。

現在、本市を含めて4市1町で構成しておるところです。県内の他市の動向ですが、宇部市など5市2町で、来年4月から共同利用をするというふうな動きがございます。これが、県内のそれ以外の市町についてはちょっと動向を把握していないところですが、我々の構成しております4市1町の規約によりますと、他の団体が後から参加するということは認めておりますので、我々とすれば団体数が増えることでメリットも大きくなると考えておりますので、参加希望される団体がいれば積極的に受け入れたいというふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

参加市町が増えたら、経費的なものが変わるのか、それとも変わらないのかというところの問題です。現状の経常経費、いわゆる10年スパンとかでもいいんですけど、そういった形で経常経費をざっとお願いします。それと、今言う、参加市町が増えたときの経費をお願いします。

○藤井情報推進課長

共同利用クラウドに係ります経費でございますが、平成30年2月から利用が終わりま
す令和10年3月までの費用につきまして、法制度対応等の改修を含まないシステム利用
料につきましては、令和元年10月からの消費税10%を前提といたしまして、7億948万
9,316円となっております。

また、利用団体が増えた場合の経費ということですが、利用団体が増えますとそ
の経費をより多くの団体で案分する割り勘効果というものが多くなりますので、費用が
削減されるということが見込まれますが、具体的な数字についてはちょっとお答えしか
ねるところです。

以上です。

○田邊委員

わかりました。10年で約7億900万円ということですね。

いわゆる共同利用クラウドなんですけど、これについての経費の削減率、いろいろ調
べるところによると30%削減したとか、そういったものが、今で出るような問題じゃな
いとは思いますが、今後経費の削減、この経費を削減するためのシステムと思うん
ですけど、それはどのようにお考えでありますか。

○藤井情報推進課長

クラウド導入に係る費用削減効果につきましては、情報システムの経費のうち、シス
テムの使用料や保守管理委託料などの経常的な経費について、クラウド化前のシステム
でこれまでどおりの運用を行った場合の想定費用と、クラウドによる必要経費を比較し
て計算いたしますと、従来のシステムを更新して使用、運用した場合の経費が1億

4,500万円、クラウド導入による経費が8,500万円となり、年間約6,000万円の削減効果があるというふうに考えております。

以上です。

○田邊委員

理解しました。クラウドについては、聞きたいところは聞いたので次に行きます。

光市の公共施設等総合管理計画に入ります。教育所管でも質問したんですけど、いわゆる財政不足額がこの20年の総額で195億円というところなんですけど、これが仮の姿という形で言われたんですけど、確実に、仮とは言え、かかると、今後。そういったところをちょっと不安に思っているのですが、この将来の人口状況や財政状況に見合った施設にすること、このことについていろいろ市民との協議も必要と思われるんですけど、進展性と言えば、ことしの第3次光市行政改革大綱実施計画の中に、公共施設マネジメントの推進で、公立幼保施設の再編、大和コミュセンターの整備、これは終わりましたと、これは継続、そして市営住宅の不足、こういったものも適正化も実施中、公立小中学校の再編、これも今後の課題というところなんですけど、このあたりをちょっと今の考え方でもよろしいんで、今の光市の方向性というのを答えられる範囲でよろしいんでお願いします。

○山岡財政課長

議員のお尋ねは、恐らく光市公共施設総合管理計画をつくる目的、これから人口減少社会等を迎えるに当たっての考え方というふうに読み取りました。それについて、公共施設等の総合管理計画の概要版の一部のほうを読み上げたいと思います。

本市の公共施設自体は老朽化が進んでおり、今後これらの施設の更新時期を一斉に迎えるということになります。一方で、申し上げました通り人口減少や高齢化等が進みますので、税収の減少や社会保障費が増加してまいり、財政状況が悪化してくることが予想されます。このため、この公共施設にお金をかけることが非常に困難になってまいりますので、このためこの公共施設が提供するサービスと市民負担の適切なバランスを考え、将来の光市の規模や事情に見合った公共施設の適正な配置や量を進めるための計画として、この計画を定めました。

今、議員からお示しいただいた各項目につきましても、この中で同様に定めて削減に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○田邊委員

そういったところで、今後の計画だと思うんですけど、総務省が財政措置を公共施設等の適正管理推進というところで、こういったパッケージがあるんですけど、いわゆる公共施設等の適正管理推進というところで、この有利なパッケージがいろいろあるんです。この集約化、複合化については充当率が90%、交付税措置50%と。長寿命化の拡充についても90%、30%と。こういったものがあるんですけど、こういったものは御存じであ

りますか。もちろんあるとは思うんですけどね。

○山岡財政課長

財源については、必要に応じて適切に使ってまいりたいと考えております。
以上であります。

○田邊委員

こういったものを使って、いわゆる先に手をつけないと思うんです。じゃないと、今後、いわゆるひと・まち・しごと創生とかもいろいろかかわってくるとは思われるんですけど、本市の財政健全化の指標、これにのっかって、今後、資産老朽化率というのを出さなくてはいけないということになっているんですが、そのあたりのところは御存じです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山岡財政課長

資産老朽化比率についての御質問をいただきました。光市の資産老朽化比率は、平成29年度で64.6でございます。
以上でございます。

○田邊委員

そういった形で、どんどんまた、そこがちょっと対策を打たないといけないところと思うわけです。そりゃあ、全体で市の職員及び議員も全体で考えていかないといけないところなんですけど、そういったところで今回質問したんですけど、その中で、この光市公共施設等総合管理計画の最後の体制のところだけが、ちょっともう一度、再度確認してもらいたい。庁内の体制というところですよ。

これが、これまでの公共施設はいわゆる縦割り行政の中、各施設所管課において管理が行われてきた。具体的な取り組みを進めるに当たっては、今後も各所管課における管理運営を基本としますが、施設の複合化等を検討する場合には組織を横断した。ここで、横断した横の連携、いわゆる縦割りをやめると、ここでやらんといかんということを書いちゃうから。今後、うちの所管じゃないよとか言うんじゃないし、これをどんどんやっつけていかないと、議論を重ねて、そうしたところが今回言いたいところであったんで、あと市民との話し合いの上で、今後の光市のためにはもうぎりぎりに迫ってきているんで、よろしく願います。

以上です。

○岸本委員

それでは、1点ほど質問をさせていただきます。

よく、市民の方から光市の今の財政状況はどうなんかと。5月1日には新総合光病院

がオープンしまして、104億円ですか、使っておりますし、また、昨年7月の豪雨において災害復旧費、基金を取り崩したりして復旧に充てております。また、小中学校の一斉のエアコン設置、それから本庁舎建てかえを計画して、ちょっと今白紙になってしまっているけど、それからまた今、光市の駅前周辺の整備事業というのも計画しているようじゃけど、決算までもう3カ月ありますんですけど、30年度の予算繰越金が5億円あって、基金のほうに5億円、今積み立てられましたんですけど。今の状況というのを、時間がありますから、長く説明していただいても結構ですし、端的に説明していただいても結構ですけど、課長のお考えに、どうぞご自由に発表していただきたいと思います。

○山岡財政課長

光市の現在の財政状況ということで御質問をいただきました。

財政状況の判断には、健全かどうかという部分に着目しますと、健全化比率のほうで、例えば実質公債費率であるとか将来負担比率、その辺の数値を参照するのが一番だと思います。現在、光市においては全ての数値において健全という数値を示しておりますので、健全性については正しい数値を示していると思っています。

また、基金の状況につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、現在令和元年度末で20億円を超えるという額まで戻ってきておりますので、これが第3次行政改革大綱で掲げる目標とほぼ合致しておりますので、このあたりについてもおおむね達成できていると思います。

ただ、市債残高の部分については235億円という目標がありますが、やや上回っておりますので、これについては引き続き235億円という目標に向けて進んでいきたいと考えております。

以上であります。

○岸本委員

ありがとうございます。そうしたら、市民の方にいろいろな計上数字に悪いようなところがないから、安心して光市の今の財政状況は大丈夫ということをお話させていただいたらよろしいでしょうか。

○山岡財政課長

目標としている数字、健全化の数字、全て適正ということでお願いしたいと思っています。

以上であります。

○岸本委員

了解しました。ありがとうございます。

○西村委員

最近は、いろいろなところに出かけることが多くなりまして、そこでいろいろ感じる

こともあるものですから、ちょっとシティセールスの観点から何点かお尋ねをしてみたいと思います。

まず、東京には山口県のパイロットショップというのがあるんですが、最近そこにどなたかお立ち寄りになったかお尋ねをしたいと思います。

○岡村企画調整課長

おいでませ山口館だろうと思います。4月に用務によりまして、私、上京をさせていただきまして、そのときに長時間ではなかったんですけども、御挨拶かたがたショップのほうに足を運ばさせていただきました。

以上でございます。

○西村委員

そのときに、山口館には何か光の商品が売られていたかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○岡村企画調整課長

そのときに売られていたかどうかは、記憶が定かではございませんので、ちょっとよくわかりませんということでお答えをさせていただきます。

○西村委員

そのときに、そうしたらもう一つお尋ねしたいんですが、光市の観光パンフレット、どこらあたりにどのように置いてあるか。また、どのようなものが置いてあったか、ちょっと気にとめてごらんになりましたか。

○岡村企画調整課長

実は、少し前までおいでませ山口館の周りに、これは光市だけに限らず、全国のいろんな情報を、資料を並べるコーナーがあったわけなんですけど、それが実は最近になっていろんな事情もあってと思うんですが、コーナーがなくなっております。そこで、なくなったところまではそこで見たんでございますが、申しわけございません、その後どういうふうに並べられたかというところまでは、そこまではちょっと頭が回っておりませんので確認はしておりません。

○西村委員

実は、パンフレットはもうなくなっていました。それと、もう一つは、光の地場産品ですけれども、4月末日までは、みやお製菓さんの伊藤公のクッキーが置いてございましたけども、これも5月からはなくなっております。

それで、ちょっとこのシティセールスに引っかけしてお尋ねをしたいんですが、これはインターネットでたまたま見たんですけども、実は5月に周南ものづくりブランドという地場産のところで、ものづくりブランドの認定があったものですから、私ちょっとお

伺いでいろいろ拝見しました。光市のものも2点あったと思いますが、今ちょっと違う資料を持ってきたんでうろ覚えで申しわけないんですけども、足場のステップが滑らないようにするものが1つ。それと、おかずのお供だったと思うんですけど、ごはんと一緒に食べるおかずみたいなのがあったのが1つ。2つはあったと思うんですが、あとは周南建機のものブランドでしたが、ホームページ見ますと、光市には光セクションというのがあります。所管が違うので、これをお尋ねするのはちょっと辛いかなと思うんですけども、あまり議会のほうに関わっていないので、拝見すると、お菓子を光ブランドとして、セクションとして認定して、ここにある、このちょうちよで結んだかわいらしいしるしをつけて、パッケージを変えて、光ものブランドとして販売に協賛をかけていらっしゃいます。

それで、ちょっとお尋ねをしてみたいんですけども、この周南ブランドとか光セクションなどを、こういう東京のパイロットショップで売り出す支援みたいなことは、シティセールスでお考えになったことはございませんか。

○岡村企画調整課長

実際に、この販売の支援、販路の拡大といったことについて、具体的に検討したことはございません。ただ、光セクションということで、光が今回、新たに売り出そうといったものについては、やっぱりシティプロモーションとしてできることということで、これはシティプロモーションというよりも移住定住のほうの関係になるかもしれませんが、例えば7月にふるさと光の会があるわけなんですけど、そういったところにお持ちをして、例えば宣伝をさせていただく。あるいは、東京に在住されている方が光市に戻ったときには、ぜひこういうのを買って、また帰るときのお土産にしてくださいということでPRをする。そういった、できることはさせていただければと思っております。

以上でございます。

○西村委員

実は、光に住んでいる人がこれを買って、自分で食べるというのものもあるんでしょうけども、やっぱりお土産として、在京の方にお持ちするというパターンなんだろうなというふうには思いました。ただ、この販売をやめられた業者さんに聞いてみると、どうしてやめたのって聞いたら、やっぱり一定量売れないと経費が出ないと。御存じのように、こんなちっちゃいクッキーで120円かそこらのものですから、相当量売れないと維持ができない。そういうことに対して、例えば商工会議所さんなんかを通じて光市が支援をするという仕組みも、私はありなのかなと思ったのでちょっと取り上げました。

ちょっと質問を変えて、山口県には唯一の東京事務所をお持ちの町があります。どこかは御存じだろうと思いますんですけどもこれ、下関市さんです。先だって東京に、全国議長会がありましたので出張した折に、ちょっと時間があったもんですからアポなしでそこにお伺いしました。これは、全国都市センターにあるわけなんですけど、場所は御存じでしょうけども。最近、こちらのほうに行かれたというのはどこかで聞か

れましたか。光市、行政のほうがです。なければならぬ結構です。とりあえず、お答えをお願いします。

○岡村企画調整課長

私どものほうでは、すいません、情報は把握しておりません。
以上でございます。

○西村委員

お伺いしましたら、東京事務所にはお2人の方が常駐していらっしゃるようで、名刺交換させてもらいましたけども、以前はよく光市さんお見えになって、ここでお弁当食べられて、というような話があったそうです。それは市長さんなんですけどね。それはそれとして、ちょっと事務所の中を見ましたら、当然なんですけども、今、はやりの赤い鳥居のある神社があるじゃないですか、ちょっと僕、名前知らないんですけど、あの神社とか、それからちょっとこれは意外だったんですけど、角島の橋の写真があったんです。もっと、ちょっとびっくりしたのは、フグの写真がありまして、そのフグの写真の顔が福ちゃんっていう子供さんの顔なんです。ちょっと気持ち悪くてびっくりしたんですけども、私、何が言いたいかというと、角島は長門ですよ。下関ですかね、これ神社のほうが長門ですかね。

それで、観光のアピールに隣の市町のものも使われるんですかと聞いたら、何でも使いますというふうに言われたので、これはしめたと。

そこで、ちょっとお尋ねなんですけど、下関もフグは有名でしょうけども、さっき、ふるさと納税の返礼品で一番人気なものは何とおっしゃいました。

○岡村企画調整課長

フグです。

○西村委員

フグです。さっきも言いましたけども、下関はフグの本場で、確かあそこには春帆楼というフグの有名なお店がありますが、ここに行った人で、うち方で有名な人がいると思うんですけど、何て方でしたか。

○岡村企画調整課長

伊藤博文公だろうと思います。

○西村委員

私が何を申し上げたいかというと、足は運んでみるもんだなと、久しぶりに光の人来られましたねと。いや、僕はそういうつもりで行ったんじゃないんです。たまたま名刺が配りたかったから行って、そうなんやと。以前の市長さんもよくおいでになっていたと言われて、下関事務所を活用させてもらいませんかとお伺いしましたら、どうぞと。

いろいろコラボして、そういうことになる、うちなんかやったらフグなんかは持ってこいなのかなと、ちょっと思ったものですから、ここで取り上げさせてもらいました。

私たちは、職業柄あちこち視察に行ったりとか、あちこちに公務で出かけたりするものですから、そういう機会を捉えて、ぜひ積極的な光市の売り込み、シティセールスに御協力をしたいと思いますので、また何かと御相談をさせていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○木村委員

ちょっと、二、三聞いてみたいと思います。今、ふるさと光の会というのが課長のほうから出たんですけど、この6月議会が終わったらふるさと光の会があります。これ、合併して以来10年以上続く会なんですけれど、この政策目的というのをちょっと一回、ここで御披歴いただきますか。

○岡村企画調整課長

ふるさと光の会というのは、光市出身者あるいは光市にゆかりがある方で、関東圏に在住をされている方の会でございます。そういった方々と光市とを、こういった会を通じて絶えず結びつきを深めていくことによって、ゆくゆくは本市へのUターン等にもつなげていこうというような目的でございます。

以上でございます。

○木村委員

私も、何度か参加させていただいて、すごくいい会だと思っています。これ、毎年予算が計上されて続けていっていらっしゃるんですけど、ただやはり今、少子高齢化の中、集まれる方もほとんどメンバーと一緒に高齢化してきているなという感が否めない。そんな中で、この会をもっとよくしていくためには、どういうふうにブラッシュアップして活用されていくのか。一定のU I Jターンとか、ふるさとの定住促進につながっているというふうに私も評価しています。

でも、今後どうされるのか。また、光市民の方が、実はこの政策をあまり御存じないんです。だから、それを在京の方だけに広めていくのがいいのか。それとも光市民とどういうふうにコラボしていくのか。その辺の考え方があればちょっとお示してください。

○岡村企画調整課長

市民の方については、記者発表、報道発表をさせていただく際に合わせて、例えば御子息あるいは親戚の方等で、関東圏に在住されている方がいらっしゃれば御紹介をくださいというようなことでお願いもさせていただいておりますし、総会等があれば、広報等でもその辺の総会の状況については記事として掲載もさせていただいたりしております。

確かに、ふるさと光の会も年とともに高齢化のほうも確かに進んでおりますが、一方では、若い方も顔を出していただくような状況も最近見れます。ただ、若い方が一度来

てそれっきりということにならないように、来ていただいた暁にはしっかり楽しんでいただけるような工夫、これは私どものやっぱり一つの役割だろうと思います。いろんなそういった若い方が今、来ていただいているような状況もありますので、ぜひそういった方々に会の活動をよく知っていただいて、楽しんでいただいて、会の若返りといえますか、活性化のほうにつなげていかれればと思っております。

以上です。

○木村委員

私も実は、東京のほうに娘がおりまして、一度連れていったんです。私が行けないときも顔を出してみればという話をするんですが、なかなか一人では行けないし、ちょっとそういったおもしろみには欠けるという感想でした。

そういった中で、今いろいろ努力もされて、そういった若い方に魅力あるものにしていただければ、また移住定住につながっていくんじゃないかなというふうに思います。そういった会にしていきたいという思いを込めて、今そういう話をさせていただきました。

それと、実は今回の6月に別号議案で、冠山総合公園の駐車場用地を取得していらっしゃる、行政財産を取得していらっしゃるんですけど、これ、駐車場用地として、公園の土地として購入していらっしゃるんで、ここで聞くというのはちょっと違うのかもしれませんが、私は遊休資産じゃなくて活用資産になる、本当にすばらしい土地だと思います。今回、こういったことをしっかり行政財産として求められたのは、すごく英断だったなど。そういう思いの中で、実際、今、光市の遊休資産と言われるそういったもの、財産がどれぐらいあるんでしょうか。

○山岡財政課長

遊休資産ということなんですが、売却可能資産ということで、普通財産のほうの件数と面積を申し上げさせていただきたいと思います。

全体では768筆の約387万 m^2 を所有しております。

以上でございます。

○木村委員

この遊休資産というか、活用資産なのかもしれませんが、これを今行政のほうではやっぱり努力して売却という形のことを考えていらっしゃると思いますが、そのあたりでどういう今状況でしょう。この768筆、387 m^2 のこの土地の、活用や売却状況はどういうふうになったでしょうか。

○山岡財政課長

今、768筆の387万 m^2 と申し上げましたが、実際のところは山林が401筆の約360万 m^2 をありまして、ほぼ売れる場所ということとはございません。実際は、土地の売却ということで、平成30年度におきましては、約8件、これで8,200万円程度、売り上げており

ます。

売上げの主なものはソフトパーク等になっておりますので、実情、今申し上げた普通財産から売り上げるのが年二、三件、この辺を毎年確実に売り上げて資産につなげたいところでございます。

以上でございます。

○木村委員

御努力は本当に存じ上げています。また、こういったものを売却して、実勢価格と簿価が少し違うかもしれませんが、処分できるものは処分していくというのが今の現状だろうと思っておりますので、ひとつまた、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

必要な財産もまだ求めなければならない。でも、必要でないものに関しては、もう手放して民間で使っていただくということを積極的にお願ひしたいというふうに思ひます。

ちょっとお尋ねしたいんですが、JR光駅前を、今いろいろな構想があるわけです。これから基本計画に入るわけですけど、このあたり、JR用地の固定資産税は現在かかっておりますか。これ、ちょっとここで聞いてはならないですか。市民部ですか。税のことだから、そういうふうな形で思ひますが、市民部のほうでもお尋ねしますけれど、それで、税金をかけるのはここですか。決定するのも市民部ですか……わかりました。じゃあ、そちらのほうでお尋ねをいたしましょう。

今後とも遊休資産の活用をひとつよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第56号 光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

こんにちは。この議案についての実績からはじいた影響額、それをちょっと教えてください。

○高橋地域づくり推進課長

昨年度をベースにして計算いたしましたところ、年間約7万5,000円となっております。

以上でございます。

○田邊委員

その7万5,000円は大体のそれぐらいの1年の額、平均はそれぐらいでしょうか。それはそんな別に、それぐらいかというところなんですけど。

○高橋地域づくり推進課長

委員仰せのとおりでございます。

○田邊委員

理解しました。

討 論

○田邊委員

議案第56号光市地域づくり支援センター条例の一部を改正する条例について討論いたします。内閣府が7日に発表した4月の景気動向、この指数が、2カ月連続で悪化ということです。これは、2012年の11月以来6年5カ月ぶりということですが、この景気の後退局面で消費税を増税するということは、我が党の方針では消費税増税による議案でするので反対をいたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

②議案第59号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：杉本税務課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

個人市民税のほうなんですけども、今ちょっと御説明受けましたけど、わかりにくいところなんですけど、31年税制改正の未婚の一人親に対してのそういう措置の部分だと思うんですけど、この単身児童扶養者に該当する旨を追加するというので、ここのちょっと意味をもう少しわかりやすく言ってもらったらというふうに思いますけど。理解の意味で。

○杉本税務課長

単身児童扶養者は、未婚であり、事実婚状態ではなく児童扶養手当を受給している人です。

個人住民税において、所得金額から控除できる寡婦、寡夫控除と違い、所得控除は設けられておりません。このたびの改正による個人住民税の所得要件による非課税措置のみが対象となっております。

○森重委員

ちょっとわかりにくいところですが、今まで寡婦の方にはそういう制度があったけれども、一人親でシングルマザーなんかにはなかったところの措置がされるというふうに捉えたんでいいですか。

○杉本税務課長

寡婦、寡夫は婚姻歴がありまして、死別もしくは離別後再婚していない人です。税法上の措置として税額を算出する上で所得金額から控除できる寡婦、寡夫控除が設けられており、また、個人住民税においても所得要件による非課税措置が設けられております。

○森重委員

わかりました。ありがとうございます。

○田邊委員

本議案は、平成31年度の税制改正についての、国会で可決されたものと思われま

す。これについては、49ページのちょっとご覧ください。環境自動車税、環境性能割の臨時的軽減、ここをちょっと説明してもらいたい。詳しくお願いします。

○杉本税務課長

臨時的軽減でございますが、参考資料にありますように、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの取得に応じて、環境性能割が臨時的に軽減され、ガソリン車において1%が非課税になり、2%が1%になります。

これは、取得期間を限定した臨時的軽減となっております。

○田邊委員

恒久的ではないという意味合いで、令和2年の9月30日以降というのは、従来どおり消費税を10%ということでしょうか。

税率は軽減されないということでしょうか。

○杉本税務課長

このたびの改正につきましては、消費税率10%引き上げに合わせて、国による車体課税の見直しが行われる中、地方税法等の改正を受け、本市の条例を改正するものでございます。

○田邊委員

わかりました。どっちにしても、恒久的ではないということは確かということですね。

○杉本税務課長

今のところ、臨時的軽減でございます。

○田邊委員

理解しました。

○木村委員

ちょっと理解を深めるのに、もう一度お聞きしておきます。

今回のこの軽減措置というのは、軽自動車税、市税ですから軽自動車税の軽減措置ですよ。だから、消費税と関係ないと思います、基本的には。でも、そういった消費税が上がるから、軽自動車税を臨時的に軽減措置を図ろうということの理解でよろしいですか。

○杉本税務課長

委員仰せのとおりでございます。

○木村委員

それで、これは暫定的に期間を設けてなんですけど、平成4年以降は、なくなるわけですね、軽減措置が。

○杉本税務課長

令和4年度……。

○木村委員

ごめんなさい。令和で。すみません。

○杉本税務課長

令和4年度分及び令和5年度分については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例で、電気自動車等に限定した上で軽減することになります。

(1)の環境性能割の臨時的軽減につきましては、取得期間を限定した上で軽減することとなります。

○木村委員

こういった形で、令和3年……、ごめんなさい、平成と令和ちょっと間違えました。

令和3年4月1日から適用されるということの中で、この軽減がなしということ、ガソリン車の軽減がなしという影響額がわかればお示しをいただきたいと思いますうんですがいかがでしょうか。

○杉本税務課長

ただいま、資料を持ちあわせておりません。

○木村委員

この軽減がなくなったときの市民の負担の、どれぐらい負担がかかるかなというのがちょっと知りたかったんですが、とにかくこれは国の中で取得税をなくして、消費税がまたアップされて、その中で、臨時的軽減をもってある程度のところで自動車の買い替えを促進しようというところもあると思うんですけど、実質的にまた元に戻るの、これ、致し方ないことだと思います。それでも、税金的には大きく、取得税がなくなった分、税金は下がるんだろうなというふうな、私は個人的な感想を持っていますので。わかりました、結構です。

討 論

○田邊委員

先ほども言われたように、平成31年の税制改正のこの中身は、車体課税の大幅見直しと、いわゆる消費税率引き上げに伴う需要変動の平準化対策と思われます。この中で、議案第59号光市税条例の一部を改正する条例、これについては消費税絡みということで、議案に対しては反対をいたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

③議案第52号 令和元年度光市一般会計補正予算（第1号）（市民部所管分）

説 明：高橋地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第53号 令和元年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

ちょっと基金のことで、当初予算との兼ね合いと、最終的に平成30年度末の基金残高がどういうことになるかと、また減額とかそういったところ、もう一度お願いします。

○縄田市民課長

基金の状況でございますが、先ほど御説明しましたとおり、今回の補正では前年度繰越金のうち、1億2,300万円を基金に積み立てることとしておりますが、本年度当初予算で約1億8,300万円の基金取り崩しを計上しております。このことから、今年度末の基金残高は約8億700万円となり、平成30年度末の基金残高から約6,000万円の減額となっております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第55号 令和元年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：縄田市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○林委員

おはようございます。中学校通学路の安全確保について、大和中学校通学路照明設置についての陳情が上がっておりますので、3点質問をさせていただきます。

1点目に、県道下松田布施線のライスセンター付近の当該箇所に、現在3カ所、照明が設置されておりますが、これは、いわゆる防犯灯なのでしょうか、いかがでしょうか。

○小田生活安全課長

ただいま御質問の3カ所の照明は、防犯灯でございます。
以上です。

○林委員

ありがとうございました。

次に、私の知っている防犯灯は、新年度が始まると自治会の方が希望箇所を提出し、採択されれば設置されるもので、灯具の設置については防犯協会で、つける箇所に電柱につけられないところがあれば、その場合は支柱を立てて、この経費は自治会と防犯協会で折半ということであったかと思いますが、その点いかがでございましょうか。

○小田生活安全課長

当該箇所の3灯の防犯灯につきましては、ライスセンター側の電柱に共架しております1灯については設置時期等の把握はしておりませんが、歩道側の専用支柱に設置の2灯の防犯灯につきましては、委員仰せのとおり平成29年度と30年度に光市防犯協会の制度を活用され、地元の自治会で設置された防犯灯でございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。

次に、書類を申し込みましたら、全てつけることになるのではないかというお話もありますけど、実際には申込申請及び設置の状況はどのようになっておりますでしょうか。

○小田生活安全課長

平成29年度の実績で申し上げますと、新規及び移設の申請件数55灯に対し39灯、平成30年度で申請件数54灯に対し39灯の実績となっております。概ね申請件数の7割を設置したこととなっております。

以上です。

○林委員

設置の判断は誰がどのようにしているのか、決定基準をお伺いしたいと思います。

○小田生活安全課長

防犯灯の設置の判断につきましては、光警察署内の団体であります光市防犯協会が定める防犯灯設置要綱により判断するものでございます。

手順といたしましては、毎年4月から5月に各自治会長から各連合自治会長へ申請いただき、各連合自治会長は申請箇所の必要度等を加味し、優先順位を付して防犯協会へ申請していただきます。その後、防犯協会は内容を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内において設置の決定を行うこととなっております。

また、設置の基準といたしましては、要綱によりますと、防犯協会が必要と認めた箇所で、原則として周囲に照明設備がなく、防犯上必要な場所とするとなっております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。終わります。

○仲山委員

今、説明で大体、防犯灯というものは、こうだということ、それから、条件、お伺いしましたけれども、地元自治会のほうにとっての条件として、たしか電気料金のほうは地元で持つものであったかと思うんですけど、そのあたりと、それ以外にも地元にとって影響のあるというか、関係のある条件がありましたら、お伺いできればと思います。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、この防犯協会が設置いたします防犯灯については、電気料は地元負担となっております。市としては、設置後の修繕等の維持管理については対応させていただいております。

以上です。

○仲山委員

わかりました。ということは、電気料金に関しては地元負担だけれども、灯具が何か、雨風その他、そういったことで傷んだ場合には市のほうの負担で修繕していただけると、取り替えていただけるといったことかと思えます。ありがとうございました。

それと、申請を私も自治会長のときにしたことがあったんですけども、申し込んで、その年に条件が合ってつけばよろしいんですけども、必要と考えてはいるんですけども、申請をしたが、その年には採択されなかったと、つけてもらえなかったといったときに、再申請をしていいものなのか、地元が必要と考えれば。

そういったことで、優先順位から言うと次に大事な所というふうに自分らは考えているんだというときに、再申請というのは可能なのか、そのあたり、実際にはどんな感じで設置されていっているのか、再申請みたいなことはあるのかお伺いしたいと思います。

○小田生活安全課長

防犯灯の設置の申請について、当然、その年につけられないケースはございますが、その場合については再度、申請は可能と考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。

以上です。

○木村委員

この設置に当たって、防犯協会の年間の予算というか、設置するものについての、どれぐらい予算を持っていらっしゃるのでしょうか。

○小田生活安全課長

防犯協会の予算としては、防犯灯の設置・移設等の費用が年間100万円、専用支柱については年間50万円の予算を確保しております。

以上です。

○木村委員

今、予算額を聞いたら、やはり余り大きい予算を持っていらっしゃるなというのがまず1つあるわけですが、実際、先ほど、支柱がなければ、支柱は地元負担がやはり50%あるということでございますが、その支柱に関しても年間予算50万円ということで間違いないですか。

○小田生活安全課長

予算50万円の内訳といたしましては、5万円の10基分です。

○木村委員

では、1基5万円が上限ということですか。

○小田生活安全課長

設置費の2分の1、または限度額5万円を設定しております。

以上です。

○木村委員

今、電気代のことも話題に出ていたわけですがけれども、実際、地元の企業で、地元の企業だけではないんですけれど、太陽光発電でできる支柱と照明もあるわけですが、そうしたものを仮に設置しようとするれば、その上限額を上回ってしまいますが、それは設置は不可能でしょうか。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問は、太陽光発電を内蔵した支柱ということでございますか。

○木村委員

そうです。

○小田生活安全課長

支柱についての設置の制限はございませんが、設置費の2分の1、または限度額5万円を超えた補助金の支払いはできません。

以上です。

○木村委員

ありがとうございました。

○田邊委員

おはようございます。昨日の続きですけど、昨日は基金の残高を補正で聞きましたけど、何かと今、国保が苦しい、皆様方苦しいような状況なので、国保そのものが所管部の認識で、公的医療保険の一つなんですけど、国保ということの認識について、どういったものをお考えおられるかというところで何点かちょっとお願いします。国保というのはどういうものかというところで。

○委員長

国保の制度を説明してほしいということですか。

○田邊委員

そうです。

○縄田市民課長

国民健康保険の制度でありますけど、日本国では国民皆保険ということで、全ての方が保険に加入するというようになっておりまして、会社員の方等につきましては社会保険等に入っておられると思っておりますけど、そういった会社等の保険に入っておられない方につきましては、国民健康保険に入るということになっております。

以上です。

○田邊委員

この私が言うのに、国保自体は社会保障の一つかどうかというところなんですけど、所管部の認識ではどう思われておられますか。

○縄田市民課長

日本国における社会保障制度の中の一つと考えております。
以上です。

○田邊委員

では、了解しました。その意味合いは、いわゆるどういったところでそう思われるかなというところなんですけど、そのあたりを詳しく教えてもらいたいと思うんですけど。

○縄田市民課長

先ほど少し申し上げましたけど、日本では国民皆保険ということで、全ての方が何らかの保険に入るといって社会保障制度となっております。そういうことから、国民健康保険については国や県の助成制度を設けております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。

私が一番言いたいところは、国保の加入者は、この保険料だけで運営しているわけじゃなくて、一番の問題は、国保に国庫負担が投入されているところが、国保が社会保障としての運用をされている、この点を所管部は十分理解した上で今後、国保のことについては今から質問をしていきますけど、よく自治体で、国保が助け合いの制度だからという、また、そうしたことを強調して、そうしたことを皆様方に言うんですけど、その辺のあたりは、助け合いの制度かどうかというところはどうかでしょうか。

○縄田市民課長

確かに国民健康保険につきましては、加入しておられる市民の方から国民健康保険料を徴収しておりますが、国民健康保険を使う方も、使われない方も同等に国民健康保険料を負担していただいておりますことから、一つの助け合いの制度ということになると思います。

以上です。

○田邊委員

そこが若干ちょっと違うと思うんですけど、戦前、この1938年に国保は、いわゆる国民健康保険は、この当時、旧法第1条で、国民健康保険は相扶共済の精神により、疾病、負傷、分娩または死亡に関し、保険給付をなす目的とするものと、ここではそういった形で、相扶共済の精神に則りということになっていきますけど。

第二次世界大戦後なんですけど、その後、法が改正されて、新法の第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民の保険の向上を寄与することを目的とするというところで、窓口で助け合いの精神とか、そうしたことを今後言うてはいけないということになっているので、そのところを所管部はお願いします。ここが一番大事なところなので。

そうしたところで、今、国保が抱えている状況というところで3点ほど質問します。そこが一番大事なところなので。国保における多子世帯、子供の均等割、減免についての本市の考え方、これをお願いします。

○縄田市民課長

国民健康保険における多子世帯、要するに子供のおられる世帯ということの御質問でありますけど、国民健康保険制度では、被保険者数に応じて均等割が賦課されることとなっておりますことから、世帯の人数が多いほど保険税の負担が高くなります。

そういったことから、本市としては、少子高齢化が進む中、子育て世帯に係る負担軽減を図るという観点から、国の責任において子供の均等割を軽減する支援制度の創設について、これまで市長会等を通じて要望をしてきました。今後も国の制度改正の動向等を注視しながら、引き続き減免制度の創設等について要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。県に移行して、なかなか市の裁量でそういったものができなくなっておる状況なので、いわゆる国の動向を見て、そうした、今の国保が持つ状況というのは、いわゆる無職の人とか高齢者とか、そうした方が多いので、今後お願いします。

それで、続きまして、日本国籍のない、今言う外国人労働者が今後増えてくると思うんですけど、こういった方が国保に加入する場合はどうするということをごちょっとお願いします。

○縄田市民課長

国民健康保険の加入者のうち、外国人の方ということですが、国民健康保険では、加入対象者を日本に住所を有する者と規定しておりまして、外国人の方であっても、在留期間が3カ月を超える場合とか、明らかに3カ月を超えると見込まれる場合においては、国民健康保険に加入することができるということになっております。

以上です。

○田邊委員

外国の方も今後、先日、島田川のあたりで、休日に外国の、労働者かどうかわからないです、話したことないから。5人ぐらいちょっと楽しんでいましたので、外国人の方も今後増えるんじゃないかというところで、外国人の方も日本に来て病気にな

られたら、また大変なことなので、そうしたところをお願いします。

あとは、いわゆる今、リストラに遭った方の保険料の負担、これが軽減される制度、これがあると聞いております。これは、私は知っているんですけど、広く皆さんにこれも知らせたいところというところで、手続き、このことをお願いします。

○縄田市民課長

リストラに遭った場合の保険料の軽減制度ということですが、国民健康保険では、リストラなど非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を設けております。内容は、離職の翌日から翌年度末までの期間におきまして、前年度の給与所得が30%として計算されることになっております。

軽減制度を利用するに当たりましては、申請書を提出することが必要であります。国民健康保険の窓口におきましては、社保離脱による国保加入の手續に来られた方に対しては、理由等を聴取することとしており、軽減の対象者であると思われる方に対しては、ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証を持参の上、申請書を提出するよう御案内をしております。

以上です。

○田邊委員

離職したときにもらう離職票、また、雇用保険の資格証明証等、そういうような中で、自己退職とかいろいろな項目があると思うんですけど、そうしたもので退職、リストラ、そうした形で、それを証明を出してというところですか。

その後、社会保険にその方はかかっているということなんですけど、仮に社会保険の継続、窓口でわかっているとは思いますが、別のところなんですけど、継続もできますよという案内も行っているんです。

○縄田市民課長

任意継続という制度がありますよというのは、状況に応じて御説明しております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。国保の今言う抱えた現状と、そういった、急に国保に入るときの対応の仕方を質問しましたが、今後、今言う1兆円を投資して市長会なんかの、知事会とか、国に要請して、国保の減免措置、今後、本市においてもよろしくをお願いします。

以上です。

○仲山委員

今話が出ましたので、ちょっと確認をしておきたいんですが、外国人の居住者といいますか、正確にはどういう言い方をするのかあれなんですけれども、僕もちょこちょこ見かけるということもあります。ここ最近の、増えるだとか、増えているとか、その度

合いとか、そのあたりについて状況をお伺いできますか。

○縄田市民課長

外国人の方の動向ということでありますけど、平成28年度末の外国人の登録者が317人、平成29年度末が367人、平成30年度末が404人ということで、若干、毎年登録者数は増えております。

以上です。

○仲山委員

その調子で今も増え続けているのかどうかはあれでしょうけど、多分、年度がわりするときあたりに増えるというようなことがあるかなと思ったのでお伺いしてみましたが、着実に増えてはきているということなんですけれども、窓口での対応に例えば困るとか、そういったようなことは、今のところはどうなんでしょうか。

○縄田市民課長

先ほども少しお話しがありましたけど、技能実習生の方が光市でも増えているのかなというふうには感じております。

ただ、そういった方が転入等の手続に来られる時は、ほとんどの場合というか、全員の方と思うんですけど、受入企業の職員の方が一緒に来られることから、今のところは特に手続時に困るということはありません。

以上です。

○仲山委員

事情、わかりました。今、話が出ていましたけども、保険制度だとか、そういうこと、大変ややこしいことですので、直接そういう難しいことをコミュニケーションするのはなかなか大変だろうなと思っておりました。そういう、実習生の場合はそういうことで今のところは乗り切れているということかと思えます。

今後は窓口での対応がなかなか難しくなってくるケースも出てくるかと思えます。それほど出ていない今、準備をしておくのも一つの手かと思えますのでお願いいたします。

あと、1、2、3点お伺いします。

地域おこし協力隊であります。東荷地域に1名今入って、かれこれ1年経とうとしているか、経ったか、そのあたりかと思えます。この1年間活動してこられて、今、あと、順調にいったら3年だったと思うので、あと2年というところで、3分の1過ぎたというところですけども、今の状況についてお伺いできればと思います。

○高橋地域づくり推進課長

地域おこし協力隊に関する御質問ですが、昨年7月に着任しておりますので、もうすぐ1年になります。この1年間の活動成果は、東荷地域における空き家の活用に関する企画及び実践をメインテーマに活動をしておりまして、現在は里の厨の近くの空き家に

ついて、地域の皆さんの協力を得ながら改修を進めているところでございます。

今後は、隣接する農地を活用して、市外在住者を対象とした農業体験、こういったものを企画して、地域と市外在住者との交流施設としての活用を予定しておるところでございます。

そのほか、地域の情報発信を行うということで、東荷コミュニティ協議会のwebサイトを隊員がつくったりとか、あるいは隊員自身のTwitter、Facebookで地域の情報発信に努めているというところでございます。

地域とのかかわりについても、例えばホテル観賞祭りや、どろんこフェスタといった地域の行事にも積極的にかかわっており、地域内での交流も深めておるところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

着実に地域のコミュニティの中で関係ができて活動をしていらっしゃる様子を、今、報告で伺いました。交流人口とか関心人口とか言われているものを増やしていくことが、一つのそういう東荷のような、中山間とまではいかないかもしれませんが、そういった地域の大変重要なところかと思えます。順調にいつているということを確認できたので安心しました。

ことし新たに、また次の募集に向けて動きが始まっているかと思えます。そのあたりについて、報告できることがありましたらお伺いしたいと思えます。

○高橋地域づくり推進課長

第2期の隊員募集につきましては、現在、地域と協議をしておるところでございます。この協議がまとまり次第、現在のところの予定ではございますが、今年の下旬ぐらいに募集を開始して、来年の2月中旬ぐらいに選考、それから、4月ぐらいには内定、同じように7月ぐらいには着任というような形で今のところは予定をしております。

以上でございます。

○仲山委員

着実に制度を利用して進めていければ、多分、それなりの成果が上がってくるんじゃないかと思うんですけども、比較的成功的な状態、成功に向かって今動いているような状態かと思えますので、東荷のほうも。新しい隊員のほうも、その経験といいますか、しっかりと生かして進めていただければと思います。

次にまいります。

この間、ちょっと夕方遅くまで作業を控室のほうでやっております、帰るときに、看板がエントランスのところに出ておりました、夜間収納窓口というのが設けてありました。

ただ、エントランスの外から改めて見てみましたときに、どうもやっぱり、やっているのかやっていないのかよくわからないというか、照明の関係なんですか、ちょっと入

っていいのかどうか、ちょっと躊躇しそうな感じがあったので、あのあたり少し、どう
いう方が来られるのかも実は余り知らないで、そのあたりのことも関係しての配慮か
とは思いますが、そのあたりについて少し、どういうんでしょうか、やっていない
感が強かったので、ちょっとそのあたりについてお伺いできればと思います。

○藤本収納対策課長

夜間収納窓口は月3回、基本的には11、21と末日の開庁日を、夜8時までという状況
の中で、市民の皆さんの日中勤務でなかなか銀行に納められない方、あと、納付相談し
たい方を広報で御案内しながら、また、納付相談があるときには、それでこの日あいて
いますという中で、納付をしに来られるような状況でございます。

確かに、玄関の目の前まで夜間収納窓口の行き先の矢印は出していないんですが、基
本的にはある程度事前に電話連絡があったりした人ですので、一応玄関のほうに夜間あ
いていますので来てくださいという案内をした人が来るという状況です。あと、それを
一度経験した方が大体来て納入したり、納付相談したりしているのが現状でございます。
以上です。

○仲山委員

事情わかりました。リピーターという言い方はちょっと変ですけども、2度目、3度
目という方なんかは御存じなので大丈夫でしょうし、前もって連絡してあれば、多少戸
惑いながらもたどり着かれるんだと思います。事情わかりました。

もう1点お伺いします。

提案型協働事業といいますか、制度のほうで、ことしも先般行われたほっとカフェ、
ああいうことをいろいろと展開しております。来年度に向けて、ことしの動きというの
もあるかと思っておりますので、やめているという話は聞いていないので聞くんですけども、
そのあたりについてお伺いできればと思います。

○高橋地域づくり推進課長

協働事業提案制度に関するお問い合わせと思いますが、令和2年度に向けての実施事
業の募集状況ということでご説明をさせていただきます。

まず、行政提案型につきましては、本年の2月15日から3月22日の間に募集をいたし
ました。これは応募は無かったですけれども、現在、市民提案型につきまして募集を
行っておりまして、7月1日が締め切りということで、こちらにつきまして現在、数件
の問い合わせをいただいている状況でございます。

以上でございます。

○仲山委員

提案してくるところが少ないんじゃないかと心配をしておりましたが、数件出ている
ということで、大変心強く思いました。できる限り市民のほうの意欲というのを今後と
も続けていくためにも、成功裡といいますか、やりがいをお互いに感じた形で進めてい

ただくことが大事かと思えます。

数件出てきているのが、数件全部採用というわけには多分いかないんだと思うんですけども、そのいかないときにも申し込んで、ことしは不採択だったかもしれないけど、やはり、引き続きやろうという意欲が維持できるような進め方をさせていただければと思います。ありがとうございました。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○縄田市民課長

先ほど、田邊委員の答弁のところで、国民健康保険料とお答えした部分がありました。光市では国民健康保険税であります。訂正しておわび申し上げます。

以上です。

○森重委員

おはようございます。ちょっと1点だけ、今年度の大きなといいますか、新しい流れをつくる事業ですので、進捗状況をお聞きいたします。

学校を活用したコミュニティセンターの複合事業ですけども、塩田と東荷のコミセンを近隣する小学校と複合化するという学校を活用した事業なんですけども、このあたりの、今年度は実施設計ということですけども、進捗状況を、どのような動きがあるのかだけお聞きしておきます。

○高橋地域づくり推進課長

学校施設の複合化事業についての進捗状況ということと思いますが、こちらにつきましては、対象の各学校に対してヒアリングを行いまして、現在、取りまとめているところでございます。

委員ご案内のとおり、今後は取りまとめたものをもとに、関係各所と協議を行いまして、今年度中の実施設計を予定しているところでございます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。

この予算なんですけども、一般会計は200万円で、その他国・県というその予算、これはどういうふうなものをお使いになってされるのかだけちょっとお聞きします。

○高橋地域づくり推進課長

これは、県の、やまぐち元気生活圏活力創出事業の補助金を活用して実施する予定としております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 光市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：加川総務課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

すみません。理解を深めるために、ちょっと認識をしたいんですけども、超過勤務の是正ということで、今回規則で定める、この2以外の職員というのはどういうことになるのか、それと他律的業務の比重が高い部署というのをちょっと具体的に言っていただければ理解できますので、普通の通常の方より倍の時間帯の超過ということになりますので、よろしく願いいたします。

○加川総務課長

他律的業務における部署についてでございますが、国におきましては、国会関係、それから国際関係、法令協議、予算折衝に従事するといった業務が対象とされております。

本市におきましては、こうした国の他律的業務に相当する業務であります法令審査、これの担当業務であります総務課、それから予算審査、これの担当部署でございます財政課、そのほか業務量等を自ら設定することがなかなか困難であるものに類する部署として秘書室、それから防災危機管理課、さらには業務の性質、それから業務量、この辺からして明らかに1カ月、45時間以内で対応が困難である部署として、課税時期の税務課、それから選挙の期間中の選挙管理委員会事務局、このあたりの設定を考えているところでございます。

以上でございます。

○森重委員

はい、よくわかりました。

すみませんけど、この今のそういう超過勤務が実際に行われた場合に、その後、3の事項では、事後に超過勤務に係る整理、分析等の検証を行わなければならないというふうなことも書いてありますが、このあたりはどのようなことをされるかというか、どこかで報告されるのか、何かわかりませんが、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○加川総務課長

大規模災害等に伴いまして、特例業務として超過勤務、本来定められたものを超えた場合ということでございますけども、事後に御報告をしていただくようにしております。

それで、その際に、どの職員が超えたか、それから何時間程度超えたかで、どのような特例業務にどれぐらいの時間を要したか、それからあと当該、同じ課の中で、他の職員がどれだけ時間外をしておるか、他の職員に業務を割り振るなどして、そういった、

何といたしますか、当該職員が時間外超過をすることを避けることができなかつたか、このような分析をした上で、所属長が分析をした上で、総務課の方に提出していただくということを考えております。

以上でございます。

○森重委員

はい、わかりました。大変なかなか厳しいですね。時間で配分できない部分のお仕事もありますので、働き方改革とはいえ、本当に全てが時間で解決できるわけではありませんけども、しっかり検証しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。よくわかりました。

○仲山委員

同じくちょっと確認させてください。今の36ページの規則の部分ですけれども、(1)のほうでは、1カ月において超過勤務を命ずる時間の上限が45時間という書き方なんですけど、(2)のほうの他律的業務のほうに関してのところでは100時間未満と、未満がついているんですけど、これは何か意味合いがあるんでしょうか。

○加川総務課長

他律的業務のほうの100時間につきましては、これを超えると、かなり健康的に影響が大きいということで、国においても、同様の取り扱いをされております。100時間というのが一つそういったものの基準でもありますので、100時間未満ということは、実際には100時間になると、100時間を超えると、以上ということになりますので、そういうところで一つ、ここで未満ということの設定をしているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

それほど大きな差なのかというのがちょっとよくわからないんですけども、そういう意味合いだということは了解しました。ありがとうございます。

○田邊委員

いわゆる働き方改革で、公務員のほうもこうやっているいろいろ労働条件が整備されてきつつあるという流れからと思うんですけど、いわゆる民間の場合は労働基準法で、労働者を保護することの目的ということで、強制法規なんですすいね、あれは。

それで、これについて、今回この条例になって、民間の場合は、違反を指摘されれば10年以下の懲役、または、300万円以下とかいう罰則があるんですけど、この民間事業所と、いわゆる行政機関、こういったものの違い、そこをちょっと教えてください、今回の条例改正で。

○加川総務課長

民間事業所との違いということでございますが、冒頭申し上げましたが、働き方改革関連法の柱の一つである超過勤務の是正ということでございます。民間企業におきましては、委員、今御紹介いただきましたけども、労働基準法の方で定められております。

国家公務員につきましては、人事院規則の方でそのあたりの整備がされておるところでございますが、民間企業における労働基準法の内容で申しますと、第36条の第4項から第6項までにそのあたりの規制の内容が書いておるところでございますが、内容といたしましては、1カ月45時間、1年360時間、それから通常予見することができない業務量の大幅な増加等に対しては1カ月100時間未満で、また1年720時間などの規定が今回の4月に定められたところでございます。

これに対して本市が今回定めようとしておりますものは、先程も御説明申し上げましたけども、国に準じたもので、これは労働基準法に定めるところと設定の考え方が同じということで考えております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。民間の場合は、労働監督署に労使協定で協定を結んで、各人がということで、今回は、公務員はこういった条例で、ところが、罰則というのは謳ってはいないんですけど、そういったところで、労働基準法にも公務員でも該当する部分というのが一つあるんですよ。

それは、時間外、休日、また深夜の割り増し賃金、これは同じく適用されるということは御存じとは思いますが、そのあたりの、民間と、この公務員の差は同じという考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長

答えられますか、民間の法令について。田邊委員、一応、所管する法令についての質問になるようにしてください。

○田邊委員

はい、わかりました。いいです、いいです。また所管に行きますので、はい。

それでは、そういったところが恐らくは同じ、準じて恐らく適用されると思うんですけど、そこだけは別格なので、賃金形態については。そこはよく覚えておいてください。

あとは、この働き方改革で、今後この実績、29年に381人いたと、それで126時間の残業ということになっていましたけど、このあたりがどう今後変わるかというところがちょっと知りたいなと思います。

○小田総務部長

今回のポイントは、先ほど民間というお話もありましたが、一番違いますのは、今回の他律的業務というように、公務員の場合は、自らが時間外の制限をすることが困難なもの、特に市民対応とか、災害対応というものがございますので、この辺に関しては、

全般的に各年度によって変更があるものだと推察をしております。

ただ、これの規定を今まで以上に我々、時間外勤務命令を行います課長、部長がしっかりと頭に入れて勤怠管理を行ってまいりますので、総体的には減っていくものだろうと考えています。

ただ、一方では、職員数との関係もありますので、この場でそれを明言することはちょっと難しいかなという状況でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。こうやって条例で出してきたというところで、こういった決まりを持っていくというところなんですけど、これも働き方改革の一環でということ。

今言う、ちょっと他律的業務のところなんですけど、先ほど言われたアの上限100時間未満、1カ月においての、それでイの1年において720時間、平均したら割って12だったら60時間になるんですけど、その下にウの上限80時間、こういった組み合わせ、この2カ月、3カ月、4カ月、5カ月、6カ月、それぞれの平均というところなんですけど、この辺のもうちょっと理解が、ちょっと詳しく教えてもらいたいなというところなんですけど、よろしくお願いします。

○加川総務課長

他律的業務、時間についてでございますけれども、ここに記載しておりますアからエまで、4つの条件があるわけでございますが、これは全て守らなければいけない上限ということになります。仮にですけれども、先ほど委員言われましたけれども、720時間を単純に12で割ったら月60時間になります。

この場合は、1カ月100時間未満、それから年間720時間、このあたりはクリアするんですけども、一番下の45時間を超えて命ずる月が12カ月となりますことから、これに違反しておりますから、こういった勤務形態をとることはできません。6カ月を超えておりますので、することはできません。

また、例えばある月に90時間の時間外を要したと、その場合は、このウのところでききますと、2カ月の平均が80時間になりますので、その翌月は70時間までしかしてはいけないというような取り扱いになります。

このようにこのアからエまでを全て、先ほど申しましたけど、遵守するように、年間の業務の見通し等も鑑みながら適正な業務管理、これをしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。そういった形で決めたということで理解しました。今後やはり一番大事なものは、職員が心の病気とか、そういったもので、そのときに余り残業を過剰にさせたかしないかというところが論点になるんじゃないかとか、そういったところで、こういった決まり事で決めていって、一番公になって迷惑がかかるとかいうのは市全体

なので、こういった枠組みで、これからお願いします。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第52号 令和元年度光市一般会計補正予算（第1号）（総務部・消防担当部
所管分）

説 明：中原消防担当課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

おはようございます。この「#7119」ですけども、今いろいろ説明を伺いまして、大変安心できる事業なんですけど、今回、県が導入されるということで、県内さまざまな市町村が参画するというので、これ「#8000番」という子供の救急、同じようなものがありまして、とてもこれが若い子育てのお母さんたちに、急な発熱とか引きつけを起こしたりしたときに24時間対応で電話ができて、どうしなさい、ああしなさいという指示が出るということで、すごく良くて、それに対して年寄りがここにかげちゃいけないのかというふうな、いろいろそういうふうな意見もあって、私たちも、県サイドでは大いにこういう高齢者が安心できる制度、声を上げてきたところなんですけども、今言われました参画されない、今回、岩国、和木町、また萩、阿武町ですか、こういうところは、じゃどういうふうな対応をされるのかというのをちょっとお伺いします。

○中原消防担当課長

今御説明いたしました山口県が行う救急安心センター事業に参加しない市町はどうするのかというお尋ねかと思えますけれども、まず岩国市と和木町につきましては、昨年1月から広島広域都市圏というところで実施いたします救急相談センターへ参加しておりますし、萩市、阿武町につきましては、平成23年10月から、萩保健医療圏で実施いたします萩・阿武健康ダイヤル24という健康医療相談を開始しております。形は異なりますけれども、県内全域において、電話による救急相談などの体制が構築されるものと考えております。

以上でございます。

○森重委員

自治体独自で、早くから取り組んでおられるところもあるということで、今回は光市も、この県の事業に参画をする。これはとても大事なことですけども、いわゆるみんなこれを知らない、何にもならないので、そのあたりはどのように、導入はいつから始

まって、どのように周知をされるのかをちょっとお聞きをしたいと思います。

○中原消防担当課長

まず、導入はいつからかということですが、導入は7月の1日からということで決まっております。

それから、周知はどのようにするのかという御質問だと思いますけれども、市民への周知につきましては、この事業自体が県が主体となって行う事業でございますので、まず県が県全域に対しての広報を行うと聞いておりますし、消防担当部といたしましても、県が作成いたしますポスター、それからパンフレット、このようなものを主要な場所へ掲示するというのと、救急講習会であるとか、各地で開催される自主防災訓練、そういったさまざまな機会、イベントを捉えて、広報を行うということにしております。

それから、本事業につきましては、地域医療全般にかかわることもございますので、健康増進課と連携して、広報のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森重委員

県の広報、市の広報と一緒に入っているけど、なかなかそれを見ないという実態はあります。一番いいのは、これ高齢者ですから、いわゆる「井」という、この記号もよくわからないという、ダイヤルではないですけども、プッシュですけども、そういうところで、本来だったらステッカーとか、大きな何かわかるものがあれば一番いいかなという、市民目線では。何かあったらここに電話して相談してねということを知るようにしてあげるのが市民への本当に市のサービスかなということも思いますので、いろんな意味でよろしく願いいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○林委員

それでは、質問させていただきます。

市役所本庁舎の環境整備についてお尋ねをいたします。

市役所本庁舎につきましては、当面耐震化や建て替えを行わず、昨年7月の豪雨災害に関する復旧事業に取り組むとされたことは大いに評価いたしております。

ただ、庁舎も老朽化しており、整備面での維持経費の増大や環境整備をどこまで行うかなど、将来の建て替えまでのあり方も模索する必要があると思います。

そこでお尋ねをいたします。

今年度に予算計上されているトイレの洋式化について、改めて概要とスケジュールをお示しいただきたいと思っております。この点、市民サービスにもつながることですので、早期に実施すべきと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○加川総務課長

当初予算で御議決をいただきました本庁舎のトイレ洋式化改修工事につきましては、来庁される全ての皆様がより快適に本庁舎を御利用いただけるように、既に洋式トイレが設置をされております3階の女子用トイレを除く、本庁舎の1階から3階までの男性用、女性用の各1基の計5基、これを和式トイレから洋式トイレにしようとするものでございます。

進捗状況でございますが、設計、積算、それから入札に係る事務につきまして、建築住宅課のほうに依頼をいたしまして、建築住宅課のほうにおきまして、各業務を進めているところでございまして、来月には入札を行う予定ということでお伺いしております。

また、現時点における工事期間につきましては、着手後、おおむね2カ月程度を要するのではないかと見込んでおりますけれども、業者が決定し次第、工期の短縮に向けて業者、それから建築住宅課、このあたりで十分協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。工期の短縮化ということでございましたけど、そのところをしっかりとよろしくお願ひしたいと思っております。

このほかに、庁舎の維持に関しての課題はいかがでしょうか。特に、庁舎の玄関周りの外壁やエントランスも含めて、市民の方から何とかならないのかとかの御意見もお聞きしておりますけれど、防災危機機能の強化と併せて検討していただきたいなと思っておりますが、お考えをお示ししていただけますか。

○加川総務課長

本庁舎につきましては、昭和43年に建築をされたということで、大変古い建物でございますので、やはり安全性、それから時代に即した快適性、こういったものを確保することが課題であろうかなとは考えております。

これまでも、例えば正面玄関のひさし部分のコンクリート落下、これの防止のための工事を平成27年から年次的に行うなど、必要となる経費面、こういったことの検討も行いながら、その都度対策を講じてきたところでございます。

こうした中、本庁舎の耐震化の取り組みの凍結をいたしましたこともございまして、当面は、この本庁舎を引き続き活用する、利用することが見込まれるといったところでございまして、この光市役所の顔の部分でありますエントランス部分を含めた正面玄関のこ

と等につきましては、気持ちのよい環境で、市民の皆様をお迎えできるよう、環境整備、そういった美観の維持、こういったあたりも課題になろうかということは認識しております。

委員からは、ただ今こういった整備と防災機能強化、これを併せて検討してほしいと御提言をいただいたところではございますけども、防災機能強化事業につきましては、本庁舎の防災拠点として必要な整備等、こういったものの整理を目的としておりますことから、現庁舎の美観の維持に関する取り組みとは少し別の問題として捉えております。御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○林委員

理解いたしましたけれど、光市の顔である玄関等々、平成27年度から少しずついろいろと手を加えていただいておりますが、今後とも防災機能の強化と併せて前に進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、防災についてお尋ねをいたします。

牛島の臨時ヘリポートの移転についてでございますが、離島である牛島にとって、ヘリコプターは災害時や救急搬送など緊急輸送に重要な役割を担っております。絶対に欠かすことのできない輸送手段だと考えております。

そこで、現在、牛島のヘリポートの移転について作業を進められているとのことでございますが、移転に至った経緯と移転場所及び進捗状況等の概要について御説明をお願いいたします。

○呉橋防災危機管理課長

それでは、牛島のヘリポートの移転についてお答えをさせていただきます。

ことしの12月に消防防災ヘリコプターが更新されます。現在の「きらら」に比べて、その更新機種は約2m弱大きくなりますが、これに伴いまして、現在の牛島の離着陸場は飛行場外離着陸場許可基準、これに適合しないということでありまして、適合するために離着陸場を整備する必要が生じました。

現在の離着陸場のかさ上げ等を含めた移転についての候補地の選定をさせていただきました。その結果、牛島八幡宮前に移転整備することを決めさせていただいたところがあります。

現時点での進捗状況であります。整備に要する工事のうち、電柱移転補償、それと焼却炉の移転工事については、既に業者が決まっておりますし、残りのヘリポート場内工事、これにつきましては入札準備が進められているところでございます。

以上であります。

○林委員

ありがとうございます。移転に至った経緯と概要については、理解をいたしました。

移転場所については、今、地元と十分に協議をされたのかどうか、ここまで決まって

いればされたのかなと思いますが、いま一度お尋ねいたします。

○呉橋防災危機管理課長

移転場所につきましては、24年の6月の市民対話集会のときに、診療所に近い場所に移転してほしいという意見もございましたし、我々のほうで、昨年から地元の自治会長、またコミュニティセンターの館長さん、総代さん等と移転場所について協議をさせていただきまして、離着陸場の整備については牛島八幡宮前、これを希望されるとのことでありました。

さらに、ことしになってからも、再度確認させていただきまして、移転場所を牛島八幡宮前にすることで地元の了解を得ているところです。

なお、工事着手の前には、再度地元の方々にお知らせをさせていただきたいと考えているところです。

以上です。

○林委員

たび重なる対話をさせていただいて、いわゆるこの場所が決まったということですので、ヘリポートの移転は地元の希望でもありましたので、私、地元からもお聞きいたしておりますので、災害はいつ起こるかわかりませんので、12月に新しいヘリコプター、新型機が運行開始までには、ぜひともこのヘリポートの場所を整備していただきますようによろしくお願ひしたいなと思っております。

そして、工事が完了しても、しっかりと進捗管理を今後ともお願ひしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

終わります。

○田邊委員

先ほどちょっと議案で聞けなかったので、所管事務調査という形で、時間外、休日及び深夜の割り増し賃金は幾らかというところをお願いします。

○加川総務課長

時間外、休日割り増し賃金のことですが、率で申しますと、通常時間外が100分の125で、ただ、それが10時以降の深夜帯になった場合は100分の25を割り増しまして、100分の150になります。

休日につきましては100分の135で、休日の同じく深夜につきましては100分の25を増しまして100分の160になります。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。先ほど庁舎の防災機能強化、これについてちょっと今あったんですけど、これについては事業としても当初で出てたんですか、それとも、じゃあ、ち

よっと覚えてないので教えてもらいんですけど、防災機能強化はするということの中で、修繕するとかいうのが修繕費から出るのかどうなのかということをお願いします。やっていくとかいうのを聞いたんですね、今。

○委員長

田邊委員、ちょっと私もわからないんですけど、何の、どの件ですか。

○田邊委員

いろいろ調査をするのに、そういったものは修繕費から出すのかということところが気になったので、ちょっと教えてもらいたい。

○加川総務課長

先ほどの林委員さんの質問に対するもので、庁舎の美観のところの話であろうかと思えます。これは検討課題ということで認識はしておるところでございまして、いつ、どうするかというのはまだまだですけども、やるといいますか、予算といたしましては修繕、あるいは工事になろうかと思えます。

○小田総務部長

予算的な話なので、仮に実施するとすればということではありますが、総務費の中に庁舎の管理事業、こちらのほうで通常の修繕料等は計上させていただいております。

ただ、工事関係の大規模事業に関しまして、庁舎整備事業という項目が別にありますので、今回のトイレ等につきましても、この3月議会でお示しをしたとおり、庁舎整備事業の中で実施をしております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。当初予算でちょっと気になったところが、修繕費が前年度に比べて約1,000万円減っていたので、だから、そのあたりがちょっと気になったので、ちょっと質問しました。

以上です。

○中本委員

それでは、簡潔明瞭に質疑をいたしますので、よろしく願いをいたします。

7月に参議院選挙が行われるということが決まっております。現状の準備はどうなっているのか、投開票における職員体制はどうなのか、立会人の確保が非常に難しいというような状況を聞いておりますが、そのあたりをよろしく願いをいたします。

○松村選挙管理委員会事務局長

今回の参議院議員通常選挙につきましては、昨日選挙の日程が正式に決定されまして、

7月4日公示、7月21日投開票となりました。選挙の準備の進捗状況ということですが、ポスター掲示場につきましては、6月6日に入札により業者を決定し、現在は設置を完了して、昨日までに選挙管理委員会事務局で設置状況の確認を終了しております。

投票所入場券につきましては、印刷、仕分け等の作業を済ませまして、本日午後、郵便局に引き渡しを行い、7月4日の公示日までには有権者の方々に配達完了の見込みです。

また、投票所施設や開票所施設につきましては、7月21日の投開票の日程が濃厚となってきた6月上旬に仮押さえをいたしまして、正式に日程が決定しましたので、各施設の管理者の方々に連絡を現在行っているところです。そのほか選挙事務従事者等につきましても、現在、調整を行っております。

それから、今回の選挙におきまして、投票所での投票事務従事者につきましては200人弱、それから開票事務従事者につきましては120人弱の体制を見込んでおります。

また、投票所の立会人の確保が難しくなっているという件につきましては、投票所の立会人の確保につきましては、現在、光市におきましては、各投票所の投票管理者に人選をお願いしております。新たに立会人を探す場合にはなかなか確保が困難なケースもあると聞いております。

また、この当日投票所の立会人の確保につきましては、全国的にも、特に有権者の少ない投票区などでは投票立会人の確保が困難になり、投票所の維持が困難になっているところもあるようです。

このたび公職選挙法の改正が行われまして、今までの投票立会人を各投票区の選挙人名簿に登録された者の中から選任するというものから、選挙権を有する者の中から選任するというものへと要件が緩和されております。

以上でございます。

○中本委員

4日告示、21日投票ということで決定をいたしました。準備については、今お聞きしましたように準備万端ということで安心をいたしております。ぜひ間違いがないように、正確にスピーディーに投票、開票作業が行われますようお願いをいたしまして、この項を終わります。

次に、大変気になっているんですが、選挙における投票率の問題であります。その推移をちょっと一つ教えていただきたい、合併後で結構でありますので。

それから、直近でよいので、県内の平均と県内の順位はどのような状況か、もう一つは、投票率の向上に向けた取り組みは、特に若年層の投票率について向上が課題となっておりますので、そのあたりの取り組みがありましたら教えてください。

○松村選挙管理委員会事務局長

投票率についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず、合併後の投票率ということでございますが、市長選、市議会議員選挙の投票率で申し上げますと、平成16年の選挙では、市長選挙は無投票で、市議会議員選挙は、光

選挙区が69.97%、大和選挙区が80.50%、平成20年の選挙では、市長選挙が71.73%、市議会議員選挙が71.71%、平成24年の選挙では、市長選挙が66.70%、市議会議員選挙が66.69%、平成28年の選挙では、市長選挙は無投票、市議会議員選挙は58.43%でした。

直近の選挙の投票率で、県内での状況でございますが、平成30年の県知事選挙で申しますと、県内平均が36.49%、光市が40.09%で、県内13市では5番目の投票率となっております。

続きまして、投票率の向上に向けた取り組みでございますが、投票率の向上に向けた取り組みとしましては、現在、常時啓発としまして、市内小中学校に対する選挙啓発作品の募集及び入賞作品の展示、学校生徒会選挙で使用する投票箱、投票記載台の貸し出し、高等学校の生徒を対象とした出前講座の実施などを行っております。

また、選挙時には市役所やコミュニティセンター等に啓発看板を設置したり、広報車で市内を広報して回ったり、防災行政無線での放送や市ホームページへの掲載などを行っております。

特に、若年層に対する取り組みとしましては、今回の参議院議員選挙では期日前投票期間中の土日祝日6日間の8時半から20時までの投票時間の前半部分、8時半から14時半までを高校生に期日前投票立会人をしてもらうこととしております。毎回1人ずつで、計6人に立会をお願いすることとしております。

この取り組みによりまして、新たに有権者となった高校生に投票所での立会人を経験してもらうことにより、選挙への理解を深めてもらうとともに、選挙を身近に感じてもらい、本人や周りの有権者の投票にもつながればと期待しております。

そのほか、当日投票できない方に対する期日前投票や不在者投票の制度の周知や投票所におけるバリアフリー化の推進により、有権者が投票しやすい環境の整備を図ること等も重要であると考え、取り組んでおります。

以上でございます。

○中本委員

あらゆる手法で投票率の向上に努めておられますことは、よくわかりました。特に、若年層の投票率があまりよくないということで、大体全国平均が30%ぐらい、光市も同じような投票率かなというふうに思っておりますので、今回の取り組みは、特に土日において高校生が立会人だということで6人お願いをしているようでありますので、ぜひこういう機会を設けて、若年層、高校生の有権者に対していろんな場で、その形が活躍できるような場をつくってほしいなというふうに思っております。

投票率を上げるためにはいろんな方法がありますがけれども、今はIT社会でありますので、ネット投票とか、あるいは駅や大学、あるいはたくさん人が集まるところを投票所にするとか、あるいは移動投票という方法もあります。

県内でもやっているところがありますので、そういう方法を含めて、高齢者になって、いや、もう投票には行かないよと、身近な投票には何とか杖ついて行くかもわかりませんが、大きな選挙はちょっと行かないよという声が多くなっておりますので、そういう方たちにも手を差し伸べるような投票率向上も必要かなというふうに思っております。

特に、若年層であります。中学、高校で、いろんな税金とか年金とか、選挙に係る、自分たちの未来につながるような深い課題がたくさんありますので、そういう事業もぜひ今から必要かと思っておりますので、行政のできる範囲で積極的に出向いて投票率向上に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

ただ、ネットでの投票になりますと、なかなか重みがないというようなことも言われております。実際に投票所に行って、ちゃんと名前を書くということが非常に重い、投票したんだという実感が湧くように思っておりますので、そのあたりをよろしく願いをいたしまして、この項については終わります。よろしく願いをいたします。

もう一点いいですか。

今年の7月に豪雨災害が起きました。島田川沿線は全て災害のリスクを背負っておることは事実であります。三井地区、あるいは我々が住んでいる上島田四丁目、駅上自治会は全滅でありましたし、周防、立野の方面もすごい災害リスクを背負っております。

今回、県の事業で、優先避難モデル事業ということで、自治会に話がありました。これは初動の避難情報がいかに市民に伝わって、早く避難できるか、そのことに尽きるというふうに思いますけれど、この事業の内容は、県と市が連携して避難行動体制構築をということのようではありますが、分かれば中身をちょっと詳しく、県の事業であります、市のかかわりをお願いいたします。

○呉橋防災危機管理課長

今のお問い合わせについては、県の事業でありまして、率先避難モデル事業ということであろうと思っておりますので、それでお答えさせていただきたいと思います。

今年の7月豪雨では、自治体の発令する避難情報、これが必ずしも住民の避難行動に直接結びついていないというところもありました。そんな中、県のほうでは、県下全体に災害リスクの高い地域が点在しておることから、「逃げ遅れゼロ」、避難情報が直接避難行動に結びつくことが身の安全を守るために必要なということで、県で率先避難モデル事業というのを行おうということでもあります。

具体的には、どういうものかといいますと、自治会か自治会レベルの自主防災組織、これらを数地区選定をさせていただいて、選定後、地域の方々に災害リスクや率先避難、呼びかけ避難の必要性、これらを、いわゆる座学で説明をさせてもらって、その後に実際に避難体制を構築するための避難の連絡網の作成、そして避難するグループ等の設定等を行って、さらにはできれば作成した連絡網を使って、避難訓練の実施まではできたらいいということで、県が事業を進めておるところです。

そして、市のかかわりについてなんですが、まず実施する自治会の、また自主防災組織の調整、そして日程の調整というところが市の大きな役割であります。

現在、地区の自主防災組織、コミュニティセンター単位の自主防災組織のほうに相談をさせていただいて、モデル地区の選定をさせていただいたところです。

以上であります。

○中本委員

県の事業であります、詳しく把握しておられますので、安心をいたしました。先日、私たち上島田四丁目の駅上自治会ですが、このことの指定を受け、役員会でいろんな話をさせていただきまして、事前打ち合わせ、あるいは実地の説明会の開催等、今後、今からいろんなことの事業をしていくわけですが、島田川沿線で、非常に危険区域でありますので、ぜひ市のほうの連携も必要だというふうに思いますので、いろんなことについては、アドバイス等を含めて、よろしく願いをしておきます。

以上で終わります。

○仲山委員

今ちょうど災害のほうの話が続いているので、何点かありますけど、防災関係のほうから質問させていただきます。

自主防災組織の活動促進にという内容かと思えますけれども、今もありました、きのうも、事によると、新しい情報の流し方とか、そのチラシも配ってありますけれども、早速というところだったかと、きのうの様子はそんな感じだったかなと思えますけれども。去年の豪雨災害のときに、伝達したいことがなかなかうまく伝わらないといったようなことがあった中で、自主防災組織を通じて情報を伝えるというようなことも大変有効ではないかという話が出ておりました。

そのあたりのことについて、市のほうとしても認識していらっしゃるという話だったので、何らかの自主防災組織に対してそういった市のほうからの伝えることを、自主防災組織を通じて伝えるような仕組みづくりに向けて何かやっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○呉橋防災危機管理課長

災害時における自主防災組織との連携についてでありますけど、昨年の7月豪雨の教訓を踏まえ、自主防災組織に対しては迅速かつ確実に情報を共有するために、メールによる連絡体制の整備を現在進めておるところです。

現在、6月17日現在で51団体、率にして41.1%が登録をされているところですが、引き続き重点的に協力をお願いしてまいりたいと考えておりますし、6月29日に開催をいたします自主防災組織リーダー研修会、これにおいてもメールの登録等をお願いしたいと考えておるところであります。

また、情報提供内容については、避難所の開設であるとか閉鎖であるとか、避難勧告等の避難情報等、こういうことの緊急情報をお知らせする予定にしております。

以上でございます。

○仲山委員

具体的に動いていて、メールでというのは大変有効かと思えます。進めていただければと思います。

また、1つには、情報を伝えるというのと、もう一つ機能として、できれば持ちたいところとして、現場からの情報を受け取るといったような仕組みに、それが双方向にな

っていけば、よりいいんだろうと思うんですけども、実際には電話等で受け取っていた場合には、人の手がとても足りないというのが現状かと思います。

今のメールが適当なのかどうかわかりません。何かキャッチするというか、現場の状況を市に、どういうんでしょうか、防災本部というか対策本部というか、そちらのほうでも受け取れるような仕組みの構築にも考えていただければなと思います。

あと自主防災組織に期待するところとして、町内単位の自主防災組織、あるいはコミュニティ単位の自主防災組織によって期待するところは、それぞれまた違って来るかとは思いますが、1つには、去年の経験から懸案になっております避難所開設運営に関するマニュアルということがあります。

これもおおむねコミュニティ単位、全く重なっているわけではないにせよ、ほぼほぼ避難所を利用される方々というのは決まっているというところで、そのあたりマニュアルづくりを実際に使えるように進めていくと、説明をしたり、訓練をしたりという話だったかと思うんですけども、今の進行状況といえますか、状況をお伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

避難所の運営マニュアルにつきましての御質問であります。避難所運営マニュアルにつきましては、光市で最も頻度が高いであろう自主避難所の開設、また指定避難所の短期間の開設、こういうことでまとめて、でき上がりましたので、6月29日の自主防災組織のリーダー研修会、これで一定程度詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○仲山委員

ありがとうございます。その内容もさることながら、自主防災組織がちゃんと理解をして使えるようになっていくということが大事だと思いますので、そのマニュアルを自分たちのものにしていけるよう、地域が取り組めるように進めていただければありがたいなと思います。

同じく防災のことで、あと2点お伺いしたいと思っているんですけども、災害時の応援協定というんでしょうか、いわゆる防災協定といえますか、災害が発生したときに助けてもらう、約束ではないかもしれませんが、協定を結んでおくというのがあります。

これまでもいろんな協定が結ばれてきていると思いますが、昨年の災害の後、新たに結んでいるところもあるかと思います。そのあたりと応援の内容が、その災害発生時にこういう点で期待できるんだというような話もありましたらお伺いできればと思います。

○呉橋防災危機管理課長

それでは、最近協定の締結をいたしました防災協定について、簡単に御説明をさせていただきます。

平成30年には、株式会社ゼンリン事業統括本部と協定を結びましたし、ことしになっ

てヤフー株式会社と協定を締結しておるところです。

ちょっと具体的に申し上げますと、まず、ゼンリンとの協定なんですが、これはゼンリンから既に住宅地図5冊を預かっておりまして、災害対策本部が設置されたときには自由に使っていい、無償で使っていいという協定でありますし、さらには同じ条件で広域図A4版の提供を受けておる、さらには住宅地図のインターネット配信サービスの利用が可能になるという協定を締結しております。

そして、ヤフーにつきましては、光市のホームページのキャッシュサイト、いわゆるコピーなんですが、これをヤフーサービス上に掲載して、市のサーバーの負荷を軽減して、市のホームページにつながりやすい環境を整えるとか、また避難情報と緊急情報をヤフーサービス上に掲載して広く市民に周知を図る、また防災アプリを利用して警戒レベル情報等の提供が可能になるとか、有益な協定であろうと考えております。

また、これからもいろんな情報を精査しながら、協定については、これからもいろんなところで結ぶことができれば結んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○仲山委員

大変に有効な協定が結ばれていっているという状況を聞いて、大変心強いなと思いました。今どのような状況で協定を結ぶことになっていっているのかというのが、ちょっと私どもあまり把握していないところなんですけれども、市のほうがこういう面での協定相手がほしいなとかいうようなことで、その協定相手に働きかけるというのは、そういうことの進め方というのは、内容によると必要なのかなと。

例えば、もう既に結んでいらっしゃったらあれなんですけども、災害時に発電機回しますよね。電気が停電した場合に、当然燃料を使って回すんですけども、燃料の量によって一定時間が来たら、燃料がなくなればそこで終わりというわけにはいかないものでしょうから、その燃料の提供を優先的に受けることができる協定であるとか、市のほうとしてこういう協定相手というか、災害時にこういう助けがあるといいなというようなものを洗い出して、それに向かって協定相手を探すというようなことも実際にはやっていらっしゃるのかもしれないけど、そのあたりについてお伺いできればと思います。

○呉橋防災危機管理課長

災害につきましては、現在、設備であるとか、物資であるとか、情報提供の手段であるとか、どんどん進化しております。我々はそういうことにしっかり目を向けながら精査しておりまして、必要であれば、こちらからお声がけをさせてもらう、また別途相手方から依頼があることを考えながら、その協定を締結することが真に実効性があるかどうか、精査しながら、協定の締結を進めているところであります。

以上です。

○仲山委員

しっかりと進めていただいている様子がわかりました。ありがとうございます。

次にまいります。

避難行動の面ですと懸案になっているというか、課題かと思うんですけども、避難行動要支援者の方々の避難ということについて、これは自主防災組織の共助の面では大変大きなテーマかなと。各町内自治会の自主防災組織にとっては、本当にそれが一番、今、大事なことかなというふうになってきているかと思います。

なかなか個人情報に関するデリケートな面を持っているということで、なかなか簡単には進まない状況をちょっとしばらく続けているような気がするんですけども、去年の記憶が新しいうちに進めることも重要かと思います。今の市内の状況について、あるいは市のほうが何かこう働きかけている、知っているというあたりについてお願いできればと思います。

○呉橋防災危機管理課長

この要支援者の支援については、福祉サイドになりますけど、自主防災組織という観点から説明をさせていただくということで御了解いただけたらと思います。自主防災組織の取り組みについてということでお答えさせていただきますと、独自に取り組みを進めているところもあれば、防災危機管理課のほうへ相談をいただいております。全て把握しておるわけではありませんが、自主防災組織としてどんな活動をしているかというのをちょっとだけ御紹介させていただきたいと思います。

最も多いのが自主防災組織内で、連絡網による声かけ体制を構築しているというケースが多いようです。また、少数ではありますが、さらに進めて、支援体制までを構築しているケースというのもございます。

なお、要支援者を含めたいろんな御相談がありましたら、真摯に相談に乗らせていただきますし、出前講座なんかで出向いて、御説明をさせていただくというふうにしております。

以上です。

○仲山委員

福祉のほうとも関係する、所管が跨る課題かと思います。その所管が跨っているということも、難しい問題だということの一つにもなっているかと思います。今お答えいただきました相談に関しては、積極的に対応をしていただくということは大変いいことだと思います。声かけ体制から支援体制へというあたりについて、既に取り組みがあるという話がありました。その成果を評価していただいて、これはよそでも紹介をすると、大変いい進め方だなというようなことがあるようでしたら、ぜひ研修会等のときに紹介していただくとか、あるいは防災ニュースみたいなものを自主防災組織に流すことがあるかどうかわかりませんが、そういうところで流していただくとかすると、進めやすくなるのではないかと思います。

あと2点、これは防災以外のテーマで行かせていただきます。

職員採用についてなんですけど、U J I ターン枠というのが、俗な言い方かもしれませんが、設けられているかと思います。そのあたりの応募、採用の状況というのはど

んな感じなのか、まずお伺いいたします。

○加川総務課長

ひかりU J I ターン枠の応募、採用の状況でございますが、これは平成27年度から実施をしております、30年度までの4年間で、これまで59名の方が受験をされ、13名を採用しております。

以上でございます。

○仲山委員

結構応募があるというふうに理解をしいんですね。これ13名が採用ということに対して59名の応募があるといったことで、これはUターンが多いんですかね。

○加川総務課長

採用した13名で申しますと、光市出身の者が4人で、県内他市の出身の方が4人で、県外の出身の方が5人でございます。

以上でございます。

○仲山委員

ちょっと予測していたのと大分様子が違うので、実は驚きました。U J I ターン枠を設けていることで、移住というか、移住定住にもつながっていることでもあると思います。大変、好調にこの制度が利用されているなということを今実感いたしました。

一方で、このU J I ターン枠の募集内容に、それに申し込みたいと思った市内の方が相談をしたときに、U J I ターン枠はU J I ターン枠なので、これでは応募はできませんという返事だったと、実際には説明をある程度詳しく受ければ、職員採用枠というのは他にもいろいろあるわけですから、それで申し込んでいただければというところだったかと思うんですけれども、そのあたり、先日説明会も行われていたかと思います。

そういったような機会にしっかりと理解をしてもらって、その言っていた方なんかのニュアンスとしては、U J I ターン枠があるために、自分たち地元が受けられないみたいなニュアンスで捉えてしまうと、もったいないなと思いますので、そのあたりは丁寧に進めていただければと思います。

次、あともう一点です。

ちょっと気になるところなので、聞かせていただきます。概ね10年以内と考えたらいいかと思いますがけれども、中途退職、早期の中途退職の実態というのはどんな状態か、あるいはまたその中から読み取れる傾向みたいなものについてどのように認識しているか、お伺いしたいと思います。

○加川総務課長

直近10年間で職員として採用された者ということで申しますと、採用総数が177人で、現に既に退職をしておる者が20人となっております。

傾向と申しますか、理由等につきましては、例えば結婚であるとか、家族の転勤など、自己都合によるものでございます。ちょっとそれ以上詳細なことについては、お答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○仲山委員

そのような個人の都合でということになるのでしょうかけれども、中にニュアンスとして、これはちゃんとデータ化されているものではないので、感覚としてというか、感じたところとしてなんですけど、話の中ではミスマッチが結構あるのではないかという感じがするんですね。思っていたような仕事じゃないとか、思っていたような働き方ができないとか。短期で考えらえると、そういうことになるのかもしれませんが、市の職員の方々というのは、いろんな所管で、いろいろな仕事に出会って、それはそれで僕はすごく充実した、どうなのか、仕事人としての人生を送れると、僕は、いい仕事だなと思っていますので。

やはり、情報が不足しているのかなと、入ってくる前に。僕も、自分の子供のことになると、おまえ自分で勉強せえよと、ちゃんと調べてからやれというふうに言っちゃうわけですけども、なかなか情報をキャッチするのがうまくできないというケースもあるかと思えます。先ほど話ありました説明会みたいなものところで、しっかりと理解をしてもらった上で就職していただいて、しっかりと働いていただけるように進めていただければと思います。ちょっと気がかりなので、聞かせていただきました。ありがとうございました。

以上です。

○田邊委員

市民の防災意識は、先ほどから高まっているというところなんですけど、そういったところで、私が思うのに地域の特性、これを知ることが十分大事じゃないかと、その地域のですね。これにおいて、今、有効な図上訓練、DIGというんですか、これを出前講座などで行ったということも聞いておりますが、その点のあたりはどうでしょうか、今後その地図上の訓練ですか、地図上で、いわゆる風雨災害、地域にがけ、ため池などあるというようなところで危機管理を高める、そういったところで、防災危機管理課では今後どうやっていくかというところをお願いします。

○呉橋防災危機管理課長

ただいまの図上訓練（DIG）についての御回答でありますけど、図上訓練（DIG）というのがどういうものかといいますと、参加者が大きな地図を囲みながら、みんなで書き込みをしながら、自由に発言をいたしまして、議論を進めていく防災学習の一つであります。

具体的にはどういうことをするかといいますと、地図上に公園の位置とか、道路であるとか、ため池、川、がけ等を示して、自分の住んでいる地域で、災害が行ったとき、

どういう被害が起こるか、またどういうところが強みなのか、そういうことを自分たちで考えてもらうもので、災害をより具体的にイメージしてもらえるとともに、さらには日ごろ住みなれてる自分の地域を改めて知ってもらういい機会になるのではないかと考えております。

また、2次的な効果といたしまして、参加者同士が自由に発言することによってコミュニケーションが図られる、そして地域の防災活動の発展につながるのではないかという効果も期待ができる場所です。そういう意味から、防災意識の高揚につながる、意味のある学習方法だと考えておるところです。

○田邊委員

今後どんどんそれを行っていくという形でしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

過去にはそんなに数は多くないんですけど、ただいま申しあげましたような効果が認められますし、座学で聞いてもらうだけよりも、さらに自分が積極的に参加して行える防災学習ですので、いろんなところに声かけをしながら、積極的に進めていきたいとは考えておるところです。

以上です。

○田邊委員

はい、わかりました。市民力も必要なので、今後そういったところでよろしく願いします。

あとは消防団のほうで、7月豪雨時に崩れた消火栓及び消防水利、こういったものがあつたかというところをお願いします。

○中原消防担当課長

昨年7月豪雨で、使用できなくなった消火栓についての御質問かと思えますけれども、光高等学校前と光総合体育館前の2カ所が使用できなくなったものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

現在はもう十分復旧されたというところでしょうか。

○中原消防担当課長

使用不能になった消火栓、今の状況ということでございますけれども、光高等学校前の消火栓につきましては、昨年の8月に、それから光総合体育館前の消火栓につきましては、今年の6月に復旧しているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。そういったインフラも十分大事なところなので、今後ともいろいろよろしくお願いします。

以上です。

○森重委員

すみません。先ほど率先避難モデル事業等のお話もございましたように、地区防災計画制度というものが平成26年4月から、こういう制度が開始をされております。5年前といいますと、光もそれほど災害に対して今ほどの意識があったわけじゃないんですが、昨年度のああいふ豪雨を受けまして、地域特性や社会性等を踏まえた地区による、その地区の住民たちが自ら計画を作成する、そういう意識が今一番あるときだというふうに思います。

そしてまた、今後災害もだんだん大きくなり、尋常化してくるということで、こういう計画もあるということを経験しながら、またそういう計画をうちの地域では作りたいという自主性があるところは、やはりパイロット方式で、災害が実際にあって、大変だって課題を持っているというふうなところは、やはり自主防災組織なんかを中心に、こういう制度を生かしながら、まずパイロット的にやってみて、だんだんと市内全域に広げていくという方法も大切ではないかと思っておりますので、この地区防災計画制度について、最後にちょっと締めていただいて、皆さんで学べればと思います。御説明をいただきたいと思っております。

○呉橋防災危機管理課長

それでは、地区防災計画の概要について、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、地区防災計画制度というのは一体何かといいますと、小学校区単位またはコミュニティセンター単位、これら一定の地域の居住者及び事業者が協働をして行う地区内の自発的な防災活動に関する計画を策定するもので、平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴いまして、先ほど委員がおっしゃいましたように、平成26年の4月に新たに創設された制度あります。

これらはどういうものと言うかといいますと、地域で協働して防災計画を作成することによりまして、地域コミュニティでの共助による防災活動や防災意識の推進が図られるだけではなくて、住民のコミュニケーションやまちづくり、福祉への波及が期待できるのではないかと考えております。

その計画にのせる内容なんですけど、計画の趣旨であるとか、目的、さらには地区の特性、平常時及び災害時の取り組み、具体的な防災対策、防災マップの作成等がございます。この計画を策定する最も特徴的なものとしましては、地域防災計画への位置づけを提案するということがあげられるというところであります。

以上です。

○森重委員

そういうことで、前回の災害のときにごみ問題等、いろいろ実際に体験をしておりますので、そういう体験をしたところの地域、先ほど中本委員さんも言われましたように、そういう意識があるところで、そういうことをきちっと計画を立てて、光市の地域防災計画にものせていくというふうなことができるということですので、そういう下からの積み上げも大事だと思いますので、こういう計画があるということの認識をしていきたいというふうに思います。

以上です。